

皇太宮神儀式解	三〇	中川經雅
太神宮儀式頭註	一	未詳
皇太神宮儀式語釋	一	未詳
豐受太神宮儀式解	一	橋村正兄
外宮儀式帳私考	三	石崎文雅
儀式帳紀聞	一	龜田末雄

伊勢太神宮機殿儀式 二卷 神麻績一卷、神服一卷

今傳はらねば明ならねど、太神宮の神衣を織る機殿に關する事どもを記したるものなるべし。神麻績、神服の兩機殿にて、各一卷あり。神麻績は荒妙にて、その機殿は、伊勢國多氣郡井手郷にあり。神服は和妙にて、その機殿は、同郡流田郷服村にあるよし、神宮雜例集に見えたり。

この書は、伊勢二所太神宮神名祕書に、延曆十七年三月、機殿儀式帳として引きたるもの三條あり。また神宮雜例集に載せたる嘉應二年八月廿七日の左辨官符に、「至于當機殿印、並延曆式正文」とある延曆式は、この書ならんか。但し今皇太神宮機殿儀式帳と題したるもの一卷あれど、後に偽作したるものなる事は言ふを俟たず。

二 帝 紀

舊事本紀 十卷 開闢以來、推古天皇以往、聖德太子、蘇我馬子大臣撰

り。序文に、神代より、推古天皇に至り、饒速日尊以來、物部、尾張兩氏の代々を記し、百三十六國造の事を記した

先代舊事本紀者、聖德太子且所撰也、于時小治田豐浦宮豐御食炊屋姫天皇即位廿八年、歲次庚辰春二月甲午朔戊戌、攝政上宮厩戶豐聰耳聖德太子尊、命大臣蘇我馬子宿禰等、奉勅撰定、宜錄先代舊事、上古國記、神代本紀、神祇本紀、天孫本紀、天皇本紀、諸王本紀、臣連本紀、伴造國造、百八十部公民本紀者、謹據勅旨、因循古記、太子爲儒釋說次錄、而修撰未竟、太子薨去矣、撰錄之事、輟而不續、因斯所撰定神皇系圖一卷、先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本紀十卷、號曰先代舊事本紀、所謂先代舊事本紀者、蓋謂開闢以降當代以往者也、其諸皇王子、百八十部公民本紀者、更待後勅可撰錄、于時卅年歲次壬午春朕己丑是也、凡厥修撰題目顯錄如左、

とあり。その書名の先代舊事本紀にして、十卷なる事は、釋日本紀に見えたり。その編目は、

卷一 神代本紀 天地開闢、及び天御中主尊より、萬魂尊に至る。

陰陽本紀 諾冊二尊國生の條より、伊弉諾尊の登天に至る。

卷二 神祇本紀 素盞烏尊の登天の條より、根國に追放の條に至る。

卷三 天神本紀 天孫降臨。

卷四 地神本紀 素盞烏尊、新羅より出雲に至り、八岐大蛇を斬り給ひし條より、御子、及び大國主尊の御事どもに至る。

卷五 天孫本紀 饒速日尊より、物部連公麻呂に至る、物部氏の代々。

卷六 皇孫本紀 瓊々杵尊以來、神武天皇の東征に至る。

卷七 天皇本紀 神武天皇より、神功皇后に至る。

卷八 神皇本紀 應神天皇より、武烈天皇に至る。

卷九 帝皇本紀 繼體天皇より、推古天皇に至る。

卷十 國造本紀 大倭國より、多櫛島に至る百三十六國造の任叙。

序文に先代國記とあれど、目錄には、國記の事見えすして、神代本紀を始に掲げたり。臣連本紀は物部氏のみにて、伴部もなく、百八十部及び公民も、序文に見えたるのみにて、目錄と一致せず。但し聖徳

太子蘇我馬子と、國史を編修し給ひし事は、

日本書紀に、推古天皇廿八年、是歲皇太子、島大臣共議之、錄天皇記、及國記臣連伴造百八十部、並公民等本紀、

とあるにあへば、古來これを聖徳太子の御撰として、疑ひたるものあらず。江戸時代に至り、徳川光圀、本書の跋に、その御撰にあらざる事を記し、太宰純もまた、辨道書に偽作なるよしを論せり。また多田義俊は、舊事紀偽書證明考に十ヶ條を挙げ、伊勢貞丈は、舊事紀剝偽に七ヶ條を掲げて、いづれもこれを論評せり。されば、この書の御撰にあらざる事は、已に定評となれり。またその著作年代及び内容に就いては、本居宣長の古事記傳には、饒速日命の天降、物部氏の世系、及び國造本紀は、古書より採り、日本紀、古語拾遺に據りたるところありとし、大同以後、嵯峨天皇の頃になりしものなりといへり。平田篤胤の古史微開題記もまた、嵯峨天皇の御代の撰とし、國造本紀は、聖徳太子の御撰に追記したりといひ、天孫本紀は、物部氏の纂修にかゝるものなりといへり。また橘守部の舊事紀直日には、奈良朝末の撰として、その出典を研究し、十卷を改めて六卷とせり。御巫清直の舊事紀折疑もまた、その内容を考査して、これを辨せり。即ちこの書は太子御撰の遺文殘缺により、日本紀、古事記、古語拾遺等を以て、加補したるものなりと斷じ、また著作年代は、國造本紀に、加賀國を置きたること見えたるによりて、弘仁十一年頃なりしものといひ、御撰としたる年代は、釋日本紀に引きたる日本紀私記によりて、承平六年以前

なりとせり。その説據るべきこと尠からねど、新撰姓氏録、類聚國史、令義解等によりて、著者を物部敏久と推定したるは、なほ考ふべきものあり。また書名の先代舊事本紀は、弘仁の日本紀私記に「帝王本紀、及先代舊事、」とあるによりたりと論じたれど、既に古事記の序に、「帝皇日繼先代舊事、」とあれば、これも従ひ難し。令集解神祇官の條に、この書を古事記として引きたるを見れば、その頃までは、古事記とも記したるものあり。その舊事記と定まりしは、これより以後の事ならん。この書の刊本は、寛永十一年、及び寛文十年の刻本あり。

この書に關する註釋書、參考書は左の如し。

舊事紀玄義	三	慈	遍
舊事紀註	三一	同	
髓頭舊事紀	一〇	度會延佳	
舊事本紀髓頭評註	五	中山繁樹	
舊事紀文談抄	一	小野高潔	
舊事紀事證	三	岡田正利	
舊事紀訓解	七	三重眞亮	
舊事紀僞書考	一	多田義俊	

舊事本紀議	一	栗山愿	
舊事紀剝僞	一	伊勢貞丈	
舊事紀疑問	一	近藤隆明	
先代舊事本紀鈔	八	未詳	
舊事紀直日	一〇	橋守部	
舊事本紀折疑	六	御巫清直	
舊事紀論	一	久保季茲	
舊事紀疑問	一	未詳	
神代本紀略註	一	小野高潔	
先代舊事本紀曆考	一	安藤有益	
國過本紀考	六	伴信友	
國造本紀考	六	栗田寛	
物部氏纂紀	一	同	
尾張氏纂記	一	同	
舊事紀地神本紀講義	一	未詳	

古事記 三卷

自神代迄推古天皇、太朝臣安萬侶撰

三卷の中、上卷は、神代にして、中卷は、神武天皇より、應神天皇に至り、下卷は、仁德天皇より、推古天皇に至る。元明天皇和銅四年九月十八日、太朝臣安萬侶勅を奉じて撰録し、翌五年正月廿八日これを奏覽せり。その撰録の次第に就いては、

卷頭の表文に、暨飛鳥清原大宮御大八洲天皇御世、略天皇詔之、朕聞、諸家所賣帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰録帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勤心、即勅語阿禮、同誦習帝皇日繼及先代舊事、然運移世異、未行其事矣、伏惟、皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮、略於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日詔臣安萬侶、撰録稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、處、略大抵所記者、自天地開闢始、以訖小治田御世、故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇以下、品陀御世以前爲中卷、大雀皇帝以下、小治田大宮以前爲下卷、並錄三卷、謹以獻上、臣安萬侶誠惶誠恐頓首頓首、

和銅五年正月廿八日

正五位上勳五等太朝臣安萬侶謹上

とあり。即ち本居宣長が「彼天皇の大御口づから、この舊事を誦讀まして、それを阿禮に聽取せしめて、誦讀します大御言のまゝを、誦うつし習はしめ給へるにもあるべし」と、古事記傳にいへるが如く、天皇親ら帝皇の日嗣、先代の舊辭を檢覈し給ひ、稗田阿禮に勅語し給ひて、これを誦習せしめ給ひしが、元明天皇の御代に至り、太朝臣安萬侶に勅して、これを撰録せしめ給ひしなり。なほ、

表文に、謹隨詔旨、子細採撫、然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄、即辭理叵見以註明、意況易解更非註、亦於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類、隨本不改、

と見えたり。即ち安萬侶が、國語を以て、阿禮が誦習せるまゝをかきとりたるものなれば、字句の採撫に意を用ひたるさまは推察するに足れり。殊に四ヶ月ばかりにして、これを完成せしは、容易ならぬ事といふべし。然るに、岡白駒の日本儒林傳には、「安萬侶、仍改正舊傳謬錯、取捨阿禮之所誦、始乎太古、訖乎推古、勅成一家言」といひ、近來また撰録とあるにより、取捨撰擇して、筆録したるものなるよしに解したる説あり。されど、「勅語舊辭」とあるによれば、新井白石の遺文に、「此非其作者之言、即天武勅語也」といひ、本居宣長が、古事記傳に、「此記は、本彼天皇の親ら撰び給ひ、定め給ひ、誦み給ひ、唱へ給へる古語なれば、世に稀なる寶典なり」といへるは、妥當なりといふべし。撰録とは、阿禮の暗誦したるまゝに對し、適當なる字句を撰擇して筆録したる意なり。もしその内容に就いて、取捨撰擇したりとせ

治八年の刊本、三輪元綱の校本、同二十年田中頼庸の校本等あり。國史大系にも收めたり。また假字本、譯讀本、英譯等あり。

この書に關する參考書、註釋書は、左の如し。

古事記裏書	一	未詳
鼈頭古事記	三	度會延佳
古事記事跡抄	三	岡田正利
古事記標註	三	賀茂眞淵
古事記頭書	三	田安宗武
同 詳説	五	同
古事記燈	一	富士谷御杖
古事記略註	八	小野高潔
古事記傳	四八	本居宣長
古事記標註	五	上田及淵
同	七	敷田年治
同	三	村上忠順
古事記聞書	一	未詳

古事記通玄解	二	吳安解
古事記新講	一	次田潤
古事記和歌略註		賀茂眞淵
古事記歌謠註		内山眞龍
古事記姓名索引	三	山根輝實
古事記考	一	井上頼圀
古事記論	一	中澤見明
古事記及日本書紀の新研究	一	津田左右吉

初天地本紀 見神鏡勘文

内閣本、前田本、神智文庫本、徳富本等には、三十巻と記したり。

今傳はらねば詳ならねど、蓋し天地開闢以來神代の事とも記したるものならん。古書に引きたるは長寛勘文に載せたる助教清原頼業の、

長寛二年四月二十四日の勘文に、初天地本紀云、伊謝那支尊、娶惠乃女命生兒大夜乃女命、次足夜乃女命、次若夜女命、三神云是此大夜女命、熊野大御神后生陸上立時、身體左肩忍奈豆流時、成出來神名加已川比古命、

又右肩忍奈豆流時、成出來神名熊野大御神、加夫里支名久々彌居怒命、自髻中成出來神名須佐乃乎命、三柱大王等是也、此時金國之八熊野之波比降來、伊豆國致熊野村宮柱太知奉、而加夫里支熊野大御神、地祇神皇、又御兒后名大夜女命、山狹村宮柱太知奉、而靜坐大御神云是也、

とあり。この目録に、「見神鏡勘文」と註したるは、蓋し長寛勘文なるべく、以てこの書は、長寛以前のものなる事を知るべし。また釋日本述義四神代下天壤無窮の神勅の條にも、「且百王鎮護之詞、不載日本紀、如大倭本記、天地本紀等文者、子々孫々千々萬々、」とある天地本紀も、この書をいへるならん。

日本史記略

刊本には、日本史略とし、松井一本には、日本紀略に作り、神宮文庫本(村井古巖、及び江藤文庫舊藏) 圖書寮本(應司家舊藏)東京文理大學本、彰考館一本等には、この書を載せず。

神代より、後一條天皇に至る國史にして、今世に傳はりたる日本紀略に同じきものなり。山岡俊明の示蒙抄にも、日本紀略は、一本日本書紀略と題したる本もある由記し、平維章の和學辨にも、日本史略と記したり。この外、日本書紀類、紅葉山文庫本の表題にて、林道春の編年紀略の遺本、狩谷按察といひ、六國史中殘闕したる日本後紀の時代にかゝるものをば、日本後紀略和學、紅葉通邦舊藏といひ、醍醐天皇より後一條天皇に至る九代の紀を一部としたるものをば、九代實錄和學、紅葉通邦舊藏、九代略記難波宗尙手澤本、九朝略記紅葉通邦舊藏本などともいへり。日本紀略の書名に就いても、近藤正齋の右文故事、岡本保孝の難波江等には、日本逸史、大日本史に見えたる書名

なれば、鴨祐之、徳川光圀などの名づけたるものなる由いへり。されど、この書籍目録の異本、及び公卿補任の頭書に、日本紀略とし、光圀及び祐之と、時代を同じうせる難波宗尙手澤本の符箋にも、「或云、以桓武天皇以降之記、稱日本紀略、」と見えれば、其の説の誤りなる事は明なり。

この書は、奈佐勝皇の増補示蒙抄、及び山崎知雄の校訂日本紀略凡例、難波江等には、文武天皇より、後一條天皇に至りて、續日本紀以下の國史を抄録したるものなるよしを記せり。然るに、世に傳はりたるものは、桓武天皇より、淳和天皇に至る四代と、醍醐天皇より、後一條天皇に至る九代の紀なるが多し。蓋し桓武天皇より以前は、續日本紀に同じく、仁明天皇より以下光孝天皇までは、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄、に同じく、且つ續日本紀、及び續日本後紀以下は傳本あるを以て、同時代に於いては、この書に據る必要なきにより、同書の部分に於ける寫本もまた、少なかりしなるべし。殊に宇多天皇一代の記は、從來缺けて傳はらざりしところなり。桓武天皇以下四代は、日本後紀の時代にして、既に日本逸史に悉く載せられたれば、特に校刊したるものなく、六國史以外なる醍醐天皇以下をば、塙保己一檢校の囑に依りて、山崎知雄、寫本十種を以て校正し、十四卷となし、嘉永三年刊行せり。これを校訂日本紀略といふ。然るに、水谷川男爵家に傳はりたる寫本には、神代より、持統天皇に至るものと、宇多天皇一代の紀とあり。これによりて、神代より、後一條天皇まで完備したれば、先年これを國史大系に收めて刊行せり。

この書の巻数は、この目録に見えざれば詳ならず。右文故事には十九冊とし、群書一覽には十一巻とし、山崎知雄の校刊本は十四巻としたり。難波江には、文武天皇以上を二十六巻とし、石橋真國の舊藏本は、村上天皇より始まりて、第二十六巻に終れり。その文武天皇以下の巻数なりや、神代以下を含ませたるものなりや詳ならず。國史大系所収の本は、神代以下にして、便宜により、宇多天皇までを前編二十巻とし、以下十四巻としたり。

この書は、何人の編輯したるものか詳ならず。持統天皇紀の終に、「已上出日本紀第卅卷、」と見え、光孝天皇の終に、「已上三代實錄五十卷、抄記已了、」とありて、「見國史」の文、處々に散見し、延喜廿一年の奥書に、「弘長二年三月九日書寫校合了、」とあり。

この書の光孝天皇以前は、六國史の抄録なれども、孝昭天皇以下には、日本書紀に漏れたる天皇の實算を掲げたる所あり。反正天皇紀の始には、或書を引きたり。また光仁天皇の降誕、御官歴、及び桓武天皇の御代の始に、御名、及び御父母を掲げたるが、いづれも續日本紀に漏れ、殊に光仁天皇紀中に、藤原百川傳の文を載せ、桓武天皇紀に見えたる、種繼暗殺の文は、續日本紀訂正前のまゝを採れり。續日本後紀、三代實錄の中にも、この書によりて補正すべきもの頗る多し。宇多天皇以下は、新國史以下に諸書に據りたるものなるべく、宇多天皇御記、兼明記、水心記、外記日記、或記、或本など註したるところあり。但し、事實の重複したるもの、干支日時（マ）の錯誤したるものも尠からず。

官史記 見本朝月令

内閣本、前田本、神智文庫本、徳富本等には、四十巻と記したり。

今傳はらず。「見本朝月令」とあれど、現存の本朝月令には、右官史記とし、年中行事秘抄には官史記とあり。蓋し同書なるべし。兩書に引きたるものは左の如し。

右官史記云、神武天皇六十二年二月丙丁（マ）、令山背國管賀茂神宮、○本朝月令四月中旬賀茂祭條、年中行事抄には天武天皇六年に作る。

官史記云、天武天皇四年二月甲申祈年祭、○年中行事秘抄、二月四日祈年祭

この外、持統天皇元年正月、政事要略廿五、十一月御曆奏の條、文武天皇四年十月、同上廿八、十二月貢蘇の條、元明天皇元年四月、本朝月令五月五日節會の條、

の三條あり。いづれも右官史記とあり。右官史記も官史記も、辨官の史にて、右官史記とあれば、右辨官の記録なるべし。その山城を山背と書し、持統、元明兩帝を太上天皇と記したるによれば、奈良朝に成りたるものなる事は明なり。

日本書紀 三十卷 舍人親王撰、從神代至持統、凡四十一代

神代、及び神武天皇より、持統天皇に至る國史なり。元正天皇養老四年五月、舍人親王勅を奉じて、撰修し給ひ、これを奏上し給へり。

舍人親王は、天武天皇の皇子にましまし、一品に叙せられ、知太政官事となり給ひ、天平七年薨去し給へり。御年六十。淳仁天皇御即位の後、皇父にましますを以て、崇道盡敬皇帝と追尊せられたり。

この書の書名は、古書に見えたるもの一定せず。一は日本紀にして、續日本紀、及び日本後紀延暦十六年二月、弘仁三年六月の條、新撰姓氏錄、及び萬葉集の處々に見え、平安朝以後の諸書に引證したるものは、概ね日本紀としたり。二は、日本書紀にして、日本後紀大同元年の條、及び弘仁私記の序に見え、今傳はりたる諸本には、いづれも日本書紀と題せり。また日本後紀延暦十六年二月の條には、續日本紀に對して、前日本紀とも記し、河村秀根の書紀集解には、古寫本によりて、書紀を本名といへり。前日本紀は、便宜上假りに名づけたるもの、書紀は、他に傍證となるべきものなけれど、日本紀、日本書紀は、いづれも明證ありて、その是非を定め難し。但し伴信友の比古婆衣の如きは、最も古き續日本紀に日本紀とあれば、もとは日本紀と題したるを、後に書の字を加へて、日本書紀とも稱へたるなりといへり。この書の續篇、續々篇となるべき、續日本紀、續日本後紀の二書には、書紀とせずして、唯紀としたるによれば、日本紀の原名にして、日本書紀は、後に加へたるものといへる説の是なるに近し。

この書は、三十卷の中、卷一、卷二を神代の上下とし、卷三以下、卷三十までを、神武天皇より持統天皇に至る紀とす。編年體にして、列聖の后妃、皇子、皇女、及び崩年、帝都、山陵等は、必ず掲載したり。その天皇紀に、他の紀事を附載したれば、所謂帝紀に、上古の諸事、舊辭等を附加したるものなる事、古事記

に同じ。されど、各紀年を掲げ、且つ傳説に異聞あるものは、一々これを列記して、その異同を示したると、漢文體にして、その成文熟語を漢籍より採りたることを異にせり。但しこの書も、神名、人名、及び事物の名稱は、原語のまゝにより、漢字の音訓を以てこれを記し、一々訓詁を註したるところあり。

この書は、弘仁三年、承和六年六月一日、元慶二年二月二十五日、延喜四年八月二十一日、承平六年十二月八日、康保二年八月十三日、宮中に於いて、講せしめられたる事、釋日本紀に見えたり。また花園天皇は、正和六年三月、この書を閲讀し給ひし事を宸記に記し給へり。この後、後土御門天皇は、文明十二年十月下旬より、十二月まで、吉田兼俱をして、この書を進講せしめられたる事、御湯殿上日記、親長卿記等に見え、文龜二年正月、兼俱、一條殿に於いて、神代卷を講じたる事、宣胤卿記に見えたり。また顯昭法師は、承元元年五月、この書の和歌の註解を撰びて進覽し、法橋の位を申請したりし事、明月記に見えて、藤原定家は、

日本紀者、我朝之國史、尤可重、若有其沙汰者、大臣公卿外記尤可奉行歟、非法師撰進之仁歟、

と評せり。この書は、藤原道長の架藏したる事、御堂關白記寛弘七月八月二十七日の條に見え、信西入道藏書目錄には、「一結七局、日本紀上帙、欠一二三一結同中帙十局、一結同下帙九局、欠第九」と記したる類、諸家の所藏したるもの尠からず。この書手寫の事もかれこれ見えたり。また後陽成天皇は、慶長四年、勅してこの書を開板せしめ給へり。少納言船橋國賢の

識語に、欽惟、陛下寬惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、舊本頗純、駿不

一、求數本考正之、去其駁而錄其純、用之國而及之天下、則以成熙皞之治、以紹神尊之統、保瑞種之地

千五百秋、將有賴於斯焉、

十九年冬十月戊戌朔癸吉野宮時國權人奉
朝之因以醴酒獻于天皇而歌之日似鮮旅輔
珂豫區周揚菴區利豫區周珂加綿蘆於國
瀛根宇摩羅珂於慶之茂和揚勢摩呂賦習
歌之既訖則打口以仰嘆今國權獻土毛之日歌
訖即擊口仰嘆者蓋上古之遺則也夫國權者
其為人甚淳朴也每山取果食亦不取
為上味名曰毛彌其土自京東南之隔山而居
于吉野河上峯登谷深道路狹濼故雖不遠
於京本希朝參然自此之後屢奉是以獻土毛
其土毛者粟苗及年食之類焉

四代の紀四卷とす。この外、北野神社所藏の二十八帖、向神社所藏の神代紀下卷、及び熱田神宮の所藏

日 見え、これを流布せしめ給へり。大正九年は、この書完成より千二百年に相當するを以て、五月東京帝國大學に於いて、日本書紀編纂千二百年祭を行ひ、國學院大學に於いて、日本紀古鈔本の展覽會を催し、日本書紀古本集影を編集して、これを印刷せり。

この書の古寫本は、古本集影に載せたるが如く、頗る多く、その中、田中忠三郎氏所藏の應神天皇紀、佐々木信綱博士所藏の神代卷斷片最も古く、これに亞ぐものを、男爵岩崎久彌氏所藏の推古、皇極兩

代紀二卷、前田侯爵家所藏の仁徳、雄略、繼體、敏達

本以下あり。この中、向神社本は、明治四十二年、北野神社本は、大正三年、前田、岩崎、田中の三本に、昭和六年、佐々木本は、同八年國寶に指定せられたり。また岩崎、田中、佐々木の三本、及び前田本の仁徳天皇紀は、各寫真版の複製あり。刊本は、前に擧げたる慶長四年の勅版を始め、同十五年の活字、寛文九年、寛政五年、文政十三年の刻本以下抄からず。この外、國史大系等の叢書に收めたるもの多し。この書に關する註釋書、及び參考の書は、下に掲げたる養老五年私記以下、日本紀問答の外甚だ多し。今その中おもなるものは、左の如し。

釋 日本紀	二八	卜部 懷賢
日本書紀通證	三五	谷川 士清
日本紀講述抄	三九	度會 清在
日本紀考	一五	跡部 光海
日本書紀考	三〇	伴部 安崇
日本書紀註	三一	未詳
日本書紀事迹抄	五	岡田 正利
書紀集解	一〇	河村 秀根
日本書紀集說	七	小野 高潔

日本書紀

日本紀類聚解	一五	內山真龍
日本書紀傳	一四七	鈴木重胤
日本書紀略解	一七	中村善均
日本書紀通釋	七〇	飯田武郷
日本紀麓塵泥	六〇	未詳
日本紀臆斷	三	石崎文雅
日本紀標註	二六	敷田年治
日本紀纂疏	二	一條兼良
日本紀口訣	五	忌部正通
日本紀神代抄	一一	清原宜賢
神代紀講述抄	五	山本廣足
神代卷藻鹽草	六	玉木正英
神代卷講書	五	跡部良顯
神代卷鹽土傳	五	谷重遠
神代紀傳	三	竹內殿稻
神代卷髻華山陰	一	本居宣長

日本書紀序武紀集解

日本紀和歌註	一	近衛尙通
厚 顔 抄	二	契沖阿闍梨
日本紀歌之解	三	荒木田久老
稜 威 言 別	五	橋 守 部
日本紀訓考	七	關 四 郎 左
日本紀字考	七	小野高潔
日本書紀諸本異同考證	一	同
日本書紀通證補正	二	尾崎權平
日本書紀安閑天皇紀錯簡考	一	伊勢貞丈
日本書紀文字錯亂備考	一	大關增業
日本書紀撰者辨	一	河村秀興
日本書紀考(比古婆衣)		伴 信 友
日本紀神代卷風俗抄	八	秦 信 慶
日本書紀類語	九	高田與清
日本書紀人名部類	六	未詳

日本書紀

この書の撰者、及びその内容に就いては、史苑四卷五號(昭和五年八月)にのせたる拙考「日本書紀に就いての考察」に記したれば、修訂を施して、これを左に掲ぐ。

日本書紀に就いては、これまで種々研究せられてゐるが、予も亦、撰者、及びその内容に關して、少々思ひついたところがあるから、聊卑見を述べる事とした。

まづ撰者については、古來三説あり。一は舍人親王、二は舍人親王、及び太朝臣安麻呂、三は舍人親王、及び紀朝臣清人である。

(一) 舍人親王を撰者としたものは、

續日本紀に、養老四年五月癸酉、先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷、

(二) 舍人親王、及び太朝臣安麻呂を撰者としたものは、

弘仁私記序に、夫日本書紀者、一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等、奉勅所撰也、○中清

足姬天皇負宸之時、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷、並帝王系圖一卷、今見在圖書寮及民間也養老四年五

月廿一日功夫甫就、猷有司、今圖書寮是也

延喜六年日本書紀竟宴和歌、天慶六年日本書紀竟宴和歌、日本紀纂疏等にも見えてゐる。平田篤胤の古史徵開題記には、續日本紀に安麻呂の名を記し漏らせるにて、實は舍人親王は總裁にましまし、

安麻呂は、その下にあつて、修撰したものであるというてゐる。舍人親王、一人で撰ばれたものでなく、

太朝臣安麻呂の如き、修史に經驗のある人が、關係してゐた事は、想像するに難からぬのである。

(三) 舍人親王及び紀朝臣清人を撰者としたものである。即ち

本朝國史目錄に、日本書紀、一品舍人親王、從五位下紀朝臣清人等、養老四年五月撰、有天皇系圖一

卷、目錄一卷、

この外、愚管抄にも、舍人親王の時、清人と日本紀を作られた事を記してゐる。紀清人は、從五位下紀益人の子である。紀清人の修史に關係してゐた事は、

續日本紀に、和銅七年二月。詔從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰國史、

と見えてゐる。この外養老元年七月、學士優遇のため、穀一百斛を下賜せられ、五年正月、東宮に侍せしめられ、詔して、學業師範に堪へたる者に賞賜を加へて優遇し、以て後生を勸勵する爲に、絁絲布等を賜ひ、後從四位下、武藏守とせられた事が見えてゐる。

此の如く三説あるが、いづれも舍人親王を撰者の一人としてゐる。二説の太安麻呂に就いても、今は定説の様になつてゐる。唯第三説の清人に就いては、研究を要するのである。清人は和銅七年修史の命を拜したとあるが、撰録の功成つて、之を奏進したのはいつの頃であらうか。和銅七年より、日本紀撰進の養老四年まで、六年になるから、其の間に完成して、更に日本紀撰修に關係したものであらうか。或

は本朝國史目錄や、愚管抄に記してあるのは、謬傳であらうか。元來國史の編修は、古へより最も重大なる事としたのである。古事記の如きは、天武天皇の親しく欽定し給うたものといふべく、序文にも、「斯乃邦家之經緯王化之鴻基」との給はせられた事が記してある。されば同天皇十年、帝紀、及び上古の諸事を記し定められた時は、川島皇子以下の二皇子、四王子、七臣に詔を下されたのである。この日本紀も、舍人親王が撰者の一人であらせられた事は、申すまでもない事である。また日本紀に續いて、撰ばれた續日本紀は、始は中納言石川名足等四人、後には右大臣藤原總繼等三人に詔して、編修せしめられ、日本後紀も、始め大納言藤原冬嗣等四人、後には左大臣藤原緒嗣、右大臣源常等七人に勅命が下つたのである。續日本後紀以下、文徳實錄も、三代實錄も、大臣もしくは納言が、其の首班となり、撰者が數人あつたので、此の如く、前後に於ける修史の例を見ても、必ず顯要の地位にあるものが、編修に關係してゐたのである。和銅七年の如く、六位八位の紀清人、三宅藤麻呂の如き身分輕きものに、撰史の勅を下された事は、未だ聞かざるところである。且つ續日本紀以下の例を見るに、奉勅より完成に至るまで、長きは日本後紀の二十二年、續日本紀の二十餘年を経過してゐる。短いのも、三代實錄は十年、文徳實錄は八年を要してゐる。紀清人が修史の勅を奉じたのは、和銅七年であるから、その撰進まで數年の歲月を要すべきは、言ふをまたないのである。然るに、續日本紀には、撰進の事が見えて居ない。また日本紀は、撰進の事のみで、奉勅の事を漏らしてゐる。一は奉勅のみ、一は撰進のみであるのは、注意すべき事である。

ある。また紀清人の奉勅と、日本紀の撰進との間隔が、六ヶ年あるのも考ふべきである。そして前後の例は、顯要のものが、修史の勅を奉ずる事となつてゐる。官位の卑い輩に勅命を下されたのは、清人以外には見えないのである。それで是等を綜合して、本朝國史目錄や、愚管抄の記載を參照すると、和銅七年、清人、藤麻呂の奉勅は、別の修史ではなく、日本紀の編修で、この時舍人親王、太安麻呂、紀清人、三宅藤麻呂等に勅命を下されたものではあるまいかと、推測せられるのである。もしさうであつたならば、續日本紀和銅七年の條には、「從六位上紀朝臣清人」の上に、舍人親王以下編修の命を奉じたもの、姓名があつたのを、續日本紀編修者が、一二行書き落したものと見られるのである。元來編年體の歴史は、年月日の順序によつて、切繼するのであるから、往々切繼を誤つたものがある。百鍊抄に、應保を誤つて、應徳のところへ切繼いだ例もあるのを以て推考すると、この續日本紀も、一二行脱落したものでないかと思はれる。續日本紀に錯簡、脱落、重複などの尠くない事は、村尾元融の續日本紀考證や、續日本紀逸文などによつても、推測する事が出来る。よりに予は三説に分つてゐる日本紀の撰者を一にして、舍人親王、太安麻呂、紀清人、三宅藤麻呂等の編修したものではないかと推定するのである。

次に日本紀の内容に就いてあるが、元來この書は、傳説の異なるものは、一々之を列擧して、精細にその異同を擧げてゐる。彼諸家資すところの帝紀舊事を討覈して、欽定せられた古事記とは、全くその趣を異にしてゐる。また續日本紀以下の國史とも、その體裁を同じうせざる點がある。此の如く傳説

の異なるものを列擧してゐるから、一面には、この書を史料として見ても、差支はないであらう。即ち帝王本紀や、譜第によつて、考證したところもある。伊吉博徳書の如き記録を引載したところもある。或は魏志や、晋起居註を擧げ、百濟の歴史を參考したところも尠くない。また朝鮮の人が、我國の事を記録した日本世記の如きものもある。是等は、皆原文のまゝを載せてあるが、殊更に、書名を記さず、出典を示さず、唯一書とか、一本などと標記したものが大部分である。是も原文のまゝを擧げて、書名出典は、煩を避けて示さないものであらうか。中には、語部の傳もあらう。古老の傳説も、家々の異聞も交つて、原文のまゝでは、擧げられぬものもあらう。それで、編者がその意をとつて、記録して列ねたものではないかかと考へられる。然らば、一書にても、一本にても、一樣にして、別種の名稱を用ひるには及ばないやうであるが、處々その名稱を異にしてゐるのは、何か意味のある事でもあらうか。或はその出典の異つてゐるものを區別する爲に、種々の名稱を用ひたものであらうか。之を調査して見ると、傳説の異つたものを列ねてゐるのは、神代卷上下兩卷が最も多く、之に亞ぐものが、雄略、孝徳、齊明、天智の卷である。また一ヶ處のみのものが、神武、孝元、開化、仲哀、武烈、安閑、推古、天武の八卷で、一ヶ處もないのが成務、仁徳、允恭、清寧、宣化、舒明、持統の七代である。最も多い神代の卷では、一事項の異傳が、一二に止まらず、上卷諸冊二尊天浮橋の條の如きは、異傳を十種掲げ、下卷天孫降臨の條に至つては、十二の異説を列擧してある。そして、甲説も、乙の傳も、一樣に「一書曰」の名稱を用ひてゐる。但し中

には、往々「一云」と記したところも交り、「二」或云」と註したところもあるが、是等は概ね神名、地名、歌詞など、一小部分の異同に過ぎないもの、やうである。此の如く、神代卷上下二卷を通じて、出典を異にしたものでも、原本の書名の同じからざるものでも、皆一樣に、「一書曰」としてゐるのを推考すると、全編に註してある異傳も、皆一樣に、「一書曰」とあるべきやうであるが、「一書曰」は、神代卷のみで、他の卷には見えないのである。唯綏靖、安寧、卷四 崇神、卷五 景行、卷七 欽明、卷十九の五代は、「一書云」として、各一ニヶ處掲げてある。また安寧、懿徳、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化、卷四 崇神、卷五 垂仁、卷六 景行、卷七 仲哀、卷八 神功、卷九 應神、卷九 履仲、卷十二 安康、卷十三は、「一云」の名稱である。次の雄略、卷十四は、「一云」、「一本云」、「或本云」、「或云」、「舊本云」、「別本云」の六種を用ひ、顯宗、仁賢、卷十五も、「一云」、「一本云」、「或本云」、「舊本云」の四種を用ひて居る。次は武烈、卷十六 繼體、卷十七 安閑、卷十八 欽明、卷十九は、「或本云」で、この中、欽明は、外に「一書云」、「舊本云」を用ひてゐる。次は敏達、卷二十 用明、崇峻、卷廿一 皇極、卷廿四 孝徳、卷廿五 齊明、卷廿六 天智、卷廿七 天武、卷廿九は、「或本云」である。中には、二他の名稱を混じてゐるものもあるが、大部分は、卷一、二が、「一書曰」で、卷四より卷十三まで九卷が、「一云」であり、また卷十六より、卷十九までの四卷が、「一本云」で、卷廿より、卷廿九までの七卷が、「或本云」となつてゐる。即ち部分々々によつて、各名稱をかへてゐる。全編を通じて、同じ名稱のもとに、異傳を掲げてよきさうに思はれるのを、態と、名稱をかへたのは、如何なる理由であるか、明かならぬ

この外崇神天皇十二年の詔勅は、漢書成帝紀鴻嘉元年二年の詔を以て文をなし、繼體天皇元年二月の詔勅は、淮南子齊俗訓により、孝德天皇大化二年の詔勅は、魏志文帝紀黃初三年の制によつてゐる。なほ雄略天皇廿三年八月の遺詔は、隋書高祖紀仁壽三年七月の詔と、同四年七月の遺詔とを併せて記したものである。隋書は、唐太宗貞觀十五年に完成したもので、舒明天皇十三年に當つてゐる。されば日本紀撰修まで七十餘年になるが、支那に於ける最近の國史である。また、

卷十五顯宗天皇紀に、皇太子億計曰、自變天皇以吾兄之故、舉天下之事、而先屬我、我其羞之、惟大王首建利道、聞之者歎息、彰顯帝孫、見之者隕涕、憫々摯紳、祈荷戴天之慶、哀々黔首、悅逢履地之恩、是以克固四維、永隆萬葉、功隣造物、荷猷映世、超哉邈矣、粵無得而稱、雖是曰兄、豈先處乎、非功而據、咎悔必至、吾聞、天皇不可以久曠、天命不可以謙拒、大王以社稷爲計、百姓爲心、發言慷慨、至于流涕、天皇於是知終不處、不逆兄意、乃聽而不即御坐、世々加其能以賞讓曰、宜哉、兄弟怡々、天下歸德、篤於親族、則民興仁、

の如く、顯宗、仁賢の御兄弟が、互に推讓し給ひて、御位に即き給はぬ事は、梁書、後漢書によつて記してゐるが、允恭、繼體兩帝の、群臣の懇請によつて、登極あらせられた事は、史記の孝文本紀に據つて文を

梁書卷一武帝紀上に、位在諸王上、加相國綬綬、共驛騎大將軍如此、依舊置梁百司、策曰、(中略)永平故事、聞之者歎息、司隸舊章、見之者隕涕、請我民命避之斗極、憫々摯紳、重荷戴天之慶、哀々黔首、復蒙履地之恩、德臨高貸、功隣造物、超哉邈矣、越無得而焉、朕又聞之、矚庸命德、建侯作屏、咸用尅固四維、永隆萬葉、是以二南流化、九伯斯征、後漢書卷一光武紀上に、建武元年夏四月、公孫述、自稱天子、光武從薊還、過范陽、命羅更云、至中山、諸將上奏曰、(中略)臣聞帝王不可以久曠、天下不可以謙拒、惟大王以社稷爲計、萬姓爲心、

なしてゐる。即ち、

卷十三允恭天皇紀に、群臣再拜言、夫帝位不可以久曠、天命不可以謙拒、今大王留時逆衆、不正號位、臣等恐百姓望絕也、願大王雖勞、猶即天皇位、雄朝津間稚子宿禰皇子曰、奉宗廟社稷重事也、寡人篤疾不足以稱、猶辭而不聽、於是群臣固辭曰、臣伏計之、大王奉皇祖宗廟、最宜稱、雖天下萬民、皆以爲宜、願大王聽之、

卷十七繼體天皇紀に、元年二月辛卯朔甲午、大伴金村大連、乃跪上天子鏡劔璽符、再拜、男大迹天皇謝曰、子民治國重事也、寡人不才、不足以稱、願請迴慮擇賢者、寡人不敢當、大伴大連伏地固請、男大迹天皇西向讓者三、南向讓者再、大伴大連等皆曰、臣伏計之、大王子民治國、最宜稱、臣等爲宗廟社稷計、不敢忽、幸籍衆願、乞垂聽納、男大迹天皇曰、大臣、大連、將相、諸臣、咸推寡人、寡人敢不乖、乃受璽符、是日即天皇位、

史記卷十孝文本紀に、丞相陳平、大尉周勃、大將軍陳武、御史大夫張敖、宗正劉卬、朱虛侯劉章、東牟侯劉興居、典客劉揚、皆再拜言曰、(中略)宗室大臣列侯更二千石議曰、大王高帝長子、宜爲高帝嗣、願大王即天子位、代王曰、奉高帝宗廟重事也、寡人不佞、不足以稱宗廟、願請楚王計宜者、寡人不敢當、群臣皆伏固請、代王西鄉讓者三、南向讓者再、丞相平等皆曰、臣伏計之、大王奉高帝宗廟最宜稱、雖天下諸侯萬民、以爲宜、臣等爲宗廟社稷計、不敢忽、願大王幸聽、臣等、臣謹奉天子璽符、再拜上、代王曰、宗室將相王列侯、以爲莫宜寡人、寡人不敢辭、遂即天子位

三十三の兩卷の文は、多少の異同はあるが、此の如く同じものを兩處に採つてゐるのを見ると、この兩卷は、その編者を異にしてゐたものでもあらうか。上に述べたやうに、卷十三までは、異傳異説は、

「一云」とし、十八までは、大部分が「一本云」として、その名稱の同じからぬによつても、編者の別人であるやうに思はれる。また雄略天皇九年七月、田邊伯孫が、應神天皇の御陵の下に於いて、赤駿に騎乗してゐるものに逢うた物語は、文選十四に收めてある顔延年の赭白馬賦によつて記したものである。神代卷の始にのせてある天地開闢の文は、淮南子の儗真訓、天文訓、及三五曆記を參取して記した事は、周知の事である。是等は、唯二三の例に過ぎないが、この外、禮記、晏子春秋、左傳、莊子などを參考したところもあり、此の外多數の漢籍によつたやうである。以て日本紀の編者が、漢籍の本文を巧に參取して、句を構へ、文を綴つた様子が推測せられるのである。中には、事實よりも、文の修飾に意を用ひた點が尠くないやうに思はれる。されば、古事記に比すると、潤飾の多いといふ誹を免れないのである。

右は日本紀の撰者と、「一書曰」「一本云」などに就いての卑見と、漢籍の參取に力を盡した事など思ひついた一二を示すのみである。なほこの書に就いては、考究すべき點が多い。

續日本紀 四十卷 菅野真道等撰、從文武至桓武九代、

日本書紀の後を承けたる國史にて、文武天皇元年より、桓武天皇延暦十年十二月に至る九代九十五年に亘れり。この書を編纂したる願末は、

類聚國史に、桓武天皇延暦十三年八月癸丑、右大臣從二位兼行皇太子傅中衛大將藤原朝臣繼體等、奉勅修國史成、詣闕拜表曰、臣聞黃軒御曆、沮誦攝其史官、有周闢基、伯陽司其筆削、故墳典新聞、步驟之蹤可尋、載籍聿興、勸沮之議允備、暨乎班馬迭起述實錄於西京、范謝分門、踴直詞於東漢、莫不表言旌事、播百王之通猷、昭德塞遠、垂千祀之炯光、史籍之用、蓋大矣哉、伏惟聖朝、求道纂核、貫三才而君臨、就日均明、掩八洲而光宅、餘安邇樂、文軌所以大同、歲稔時和、幽顯於焉禔福、可謂英聲冠於胥陸、懿德跨於助華者焉、而貞崧高居、凝旒廣慮、修國史之隆業、補帝典之缺文、爰命臣與正五位上行民部大輔兼皇太子學士左兵衛佐伊豫守臣菅野朝臣真道、少納言從五位下兼侍從守右兵衛佐行丹波介臣秋篠朝臣安人等、銓次其事、以繼先典、若夫襲山肇基以降、淨原御寓之前、神代草昧之功、往帝庇民之略、前史所著、粲然可知、除自文武天皇、訖于聖武皇帝、記註不昧、餘烈存焉、但起自寶字至寶龜、廢帝受禪、溫遺風於簡策、南朝登祚、闕茂實於從涌、是以故中納言從三位兼行兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位下上毛野公大川等、奉詔編緝、合成廿卷、唯存案牘、類無綱紀、臣等更奉天勅、重以討論、芟其蕪穢、以撮機要、撫其遺逸、以補闕漏、刊彼此之枝梧、矯首尾之差違、至如時節恒事、各有司存、一切詔詞、非可爲訓、觸類而長、其例已多、今之所修、並所不取、若其蕃國入朝、非帝制勅、語闕聲教、理飯勸懲、總而書之、以備故實、勅成一十四卷、繫於前史之末、其目如左、臣等學謝研精、詞慙質辨、奉詔淹歲、伏深戰兢、有勅藏于祕府、

十六年二月己巳、先是重勅從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣真道、從五位上守左

少辨右兵衛佐丹波守秋篠朝臣安人、外從五位下行大外記兼常陸少掾中科宿禰巨都雄等、撰續日本紀、至是而成、上書曰、○中爰勅真道等、銓次其事、奉揚先業、夫自寶字二年、至延曆十年、卅四年二十卷、前年勅成上奏、但初起文武天皇元年歲次丁酉、盡寶字元年丁酉、惣六十二年、所有曹案卅卷、語多米鹽、事亦疎濶、前朝詔故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海真人三船、刑部大輔從五位上當麻真人永嗣等、分帙修撰以繼前紀、而因循舊案、竟无刊正、其所上者唯廿九卷而已、寶字元年之紀、全亡不存、臣等搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補絹缺文、雅論英猷、義闕貽謀者、惣而載之、細語常事、理非書策者、並從略諸、凡所刊削廿卷、并前九十五年四十卷、始自草創迄斷筆、七年於茲、油漆惣畢、其目如別、庶飛英騰茂、與二儀而垂風、彰善瘴惡、傳萬葉而作鑒、臣等輕以管見、裁成國史、牽愚歷稔、伏增戰兢、謹以奉進、飯之策符、

と見えたり。この藤原繼繩、及び菅野真道の上りたる表文と、本朝國史目錄とに據りて、編修の經過を考查すれば、これを左の六期に區別するを得べし。

- 一 日本紀に接して、文武、元明、聖武、孝謙四代の記註ありしが、編者、及び編修の年代詳ならず。
- 二 光仁天皇の御代より以前に、文武天皇より、孝謙天皇天平寶字二年七月に至る六十二年のもの、三十卷の草案あり。蓋し孝謙天皇一代を編修して、前に加へたるものなり。編者、及び編修の年代詳ならず。

三 同天皇の御代、中納言石川名足、刑部卿淡海三船、刑部大輔當麻永嗣に勅して、文武天皇より、孝謙天皇に至る國史の草案三十卷を修撰せしめられしが、唯卷帙を分ちて、日本紀に接續せしめられたるのみにて、刊正する所あらず。殊にこの時既に寶字元年の紀亡佚して、二十五卷を上りしなり。

四 桓武天皇の御代、名足、及び主計頭上毛野公大川等に勅して、淳仁天皇天平寶字二年八月より、光仁天皇寶龜八年十二月に至る國史を撰ばしめ、二十卷となせり。藤原繼繩の表に、「唯存案牘無別紀、」とあるは、その草案にして、體裁整はざりしなり。

五 同天皇、右大臣藤原繼繩、民部大輔菅野真道、少納言秋篠安人に勅して、國史を編修せしめられしが、延曆十三年、繼繩等、更に勅を奉じて、石川名足等の撰びたる天平寶字より、寶龜に至る二十卷を訂訂して、十四卷となし、これを奏覽せり。その刊修したるさまは、繼繩の表文に詳なり。なほ「勅成一十四卷、繫於前史之末、其目如左、」とある前史に、文武天皇より、孝謙天皇に至る國史にして、光仁天皇の御代、石川名足、淡海三船等が、修撰したるところのものなり。然るに、菅野真道の上表には、「爰勅真道等、銓次其事、奉揚先業、夫自寶字二年、至延曆十年、三十四年二十卷、前年勅成、」と見えて、繼繩の上表に、「起自寶字、至寶龜、○中勅成一十四卷、」とあるに合はず。蓋しその後、更に寶龜より、延曆に至る十三年間を編修して、六卷となし、併せて二十卷としたるものなるべし。また「真道等銓次其事、」といへるは、延曆十五年、藤原繼繩薨逝したれば、表文中には、その名を加ふるを得ざりしが故ならん

か。今傳はりたる二十一卷以下と、卷首毎に、「右大臣從二位兼行皇太子傳中衛大將臣藤原朝臣繼繩等奉勅撰」とありて、撰者の首班たる繼繩を擧げたり。また真道の上表に、「始自草創、迄于斷筆、七年於茲」とあるによれば、延暦十年に着せしめたるものなる事を知るべし。この時、撰日本紀所を置かれ、太政官、及び式部、中務、民部三省の史生各一名、式部省書生一名、その事に關係したりしなり。

六 菅野真道、秋篠安人、及び大外記中科宿禰巨都雄等は、勅を奉じて、缺逸せる天平寶字元年の紀を新に編修し、曾て石川名足等の撰修したる文武天皇以下二十九卷を刊削して、二十卷と成せり。今傳はりたるものは、卷一以下の卷首毎に、「從四位下行民部大輔兼兵衛督皇太子學士臣菅野朝臣真道奉勅撰」とあり。即ち前に奏覽したるものと併せて、四十卷となし、延暦十六年二月これを上れり。

此の如く、この書は、完成に至るまで多年を経過し、六回の變改を歴て、漸く全部の完成を告げたりしが、この後數年にして、一部の改定を行へり。延暦四年九月藤原種繼暗殺の紀事中、早良皇太子に關する事を削除せられたるは、早良皇太子の怨靈を恐れたるが故なり。そは延暦十一年の頃より、皇太子の怨靈を恐れしが、同十九年七月追尊して、崇道天皇と申されたるによれば、その頃改められしものにて、奏覽以後、僅かに三四年を経たるのみ。改訂に關係したる撰者は明ならねど、菅野真道ならんか。然るに、嵯峨天皇の御代、種繼の女藥子、弟仲成と、平城上皇に勸め、改訂本を廢して一時舊本を用ひたりしが、藥子、仲成誅せらるゝに及び、改訂本を用ふる事としたり。今の傳本は、即ち改訂本にして、舊本の文は、

日本紀略の中にあり。

この書を編修したる人々の中、石川名足は、參議石足の孫にして、中納言年足の子なり。強記にして口辨あり。淳仁、稱徳、光仁、桓武の四朝に仕へ、延暦七年薨す、年六十一。淡海三船は、弘文天皇の曾孫にして、葛野王の孫、池邊王の子なり。聰敏にして、博く群書に涉り、稱徳、光仁、桓武の三朝に仕へ、大學頭、文章博士となり、延暦四年卒す、年六十四。藤原繼繩は、右大臣豊成の二子なり。淳和、稱徳、光仁、桓武の四朝に仕へ、右大臣、正二位に進み、延暦十五年薨す、年七十、後從一位を贈られたり。菅野真道は、山守の子なり。世々文事を以て仕へ、真道は、光仁、桓武、平城、嵯峨の四朝に歴史し、參議、左大辨に進み、弘仁五年薨す、年七十一。また交替式の撰に與れり。秋篠安人は、土師宇遲の子なり。桓武、平城、嵯峨の三朝に仕へ、參議從三位に進み、弘仁十二年薨す、年七十。また弘仁格、同式の撰に與れり。

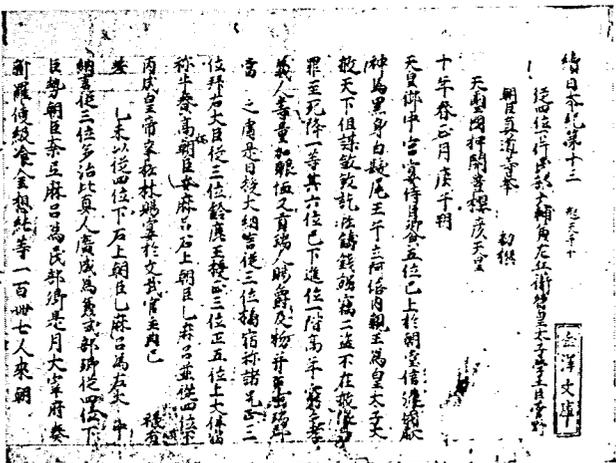
この書は、卷一より、三までに文武天皇、四より六までに元明天皇、七より八までに元正天皇、九より、十七までに聖武天皇、十七より、二十までに孝謙天皇、二十一より、二十五までに淳仁天皇、同卷より三十までに稱徳天皇、三十一より、三十六までに光仁天皇、三十七以下に桓武天皇を收めたり。この書は、日本書紀の後をうけたるものなれど、その體裁の同じきは、唯編年體なるのみ。日本書紀には、歴代の始に、必ず后妃、皇子、皇女を列擧したれど、この書はこれによらず。また日本書紀の如く異説を列擧したるところなく、物語様の紀事も稀に、政治方面に關する事を主とせり。記録文書は、概ねその原文により

たるものなるべく、詔勅の如きも、宣命體なるは、そのまゝを掲げて、漢譯せず、殊に日本書紀の如く、漢籍の成文を假りて、紀事をなしたるものあるを見ず。

この書は、親王、及び四位の薨卒と、高僧の示寂は、必ず記載し、また公卿以上薨去のところには、その家系を附せり。但し前二十卷は、家系、父祖を記せるのみなるが、後三十卷には、小傳をもそへたり。また紀事の下に、或は本文補足の意を以てし、或は解説考證の意を以てし、或は疑問の意を以てして、分註したるもの尠からず。概して前二十卷に多く、下二十卷に少かりしは、蓋し前後の編者同じからざるが故なるべし。但し卷三十寶龜元年八月、稱徳天皇御葬送の條には、「公私彫喪、國用不足、政刑日峻、殺戮妄加、故後之言事者、頗稱冤焉、」と記し、卷三十六天應元年十二月光仁天皇御葬送の條には、「知子之明載遠、貽孫之業彌固、可謂寬仁大度、有君人德矣、」と記したり。一は當代の御父にましますとはいへ、兩朝にして、褒貶の意を用ひたるところあるを見るべし。

この書は、紀事に重複せるところあり。また錯簡したるところあり。重複したるものは、「卷五和銅五年十月朔、割陸奥國最上置賜二郡、隸出羽國、」とあると同じきもの、卷七靈龜二年九月の條にあり。この外卷三、六、十七、二十、三十四等にも散見せり。

この書の中、錯簡したるもの、頗る多き事は、比古婆衣、及び村尾元融の考證にも、處々にこれを指摘したり。ま史學雜誌にのせたる萩野由之博士の國分寺建立發願の詔勅、史學々報にのせたる竹島寛氏の元興寺考等にも、その考説あり。なほ紀事の前後し、干支に錯誤あるもの、如きは甚だ多し。此の如く、この書に、重複せるもの、錯誤したるところあるは、一つは傳本の善からざるにもよれど、蓋し屢編修者かはり、且舊案を刪訂したるが故にて、中には、年月編次の切張りを誤りたるによれるもあるべし。また今の傳本には、脱漏せるところあり。この書を分類したる類聚國史に載せられたと、この書に見えざるは、今の傳本のよからざるが故なり。今その一例をあぐれば、類聚國史卷百七十三災異部にのせたる養老五年七月庚午、太宰府城門の火災の類の如し。その他類聚國史、及び日本紀略と對比するに、文字の脱落せるもの多し。



(藏所氏親義川德爵侯) 紀本

この書は、通憲入道藏書目録にのせ、花園天皇は、これを閲讀し給ひし事、花園天皇宸記に見えたり。今傳はりたる古寫本中最も古きは、侯爵徳川義親氏の藏本にして、金澤文庫の黒印を踏したり。また卜部本に、應長、延文、

應永、永正等の奥書あり。刊本には、明曆三年、立野春節の點を附したるものあり。國史大系にも收め

たり。

この書に關する註釋書、參考書は左の如し。

續日本紀綱要	二	未詳
續日本紀逸文	一	村尾元融
續紀集解	四〇	河村秀根
續日本紀考證	一二	村尾元融
續日本紀私記	三	矢野玄道
續日本紀考文	二	岡本保孝
續日本紀聞書	一	未詳
續日本雌黃	一	土師維熊
續日本紀問答	一	渡邊穗井田忠友等
續日本紀略註	一	足代弘訓
歷朝詔詞解	六	本居宣長
續日本紀歌解	一	荒木田久老
撰續日本紀次第考(比古婆衣)		伴信友
續日本紀類語	未詳	未詳

續日本人名部類

六 未詳

日本後紀 四十卷

春澄善總撰、從桓武延曆十一年、至淳和天長十年凡四代、

續日本紀の後を承けたる國史にて、桓武天皇の後半、及び平城、嵯峨、淳和三代、延曆十年より、天長十年二月に至り、本朝國史目錄にも、四十卷とあり。但し春澄善總は、續日本後紀撰者の一人にて誤なり。

この書編纂の事は、類聚國史にのせたる、

序文に、臣緒嗣等、討論綿書、披閱彙策、文史之興、其來尙矣、無隱登毫之疵、咸載錙銖之善、炳戒於是、森羅、徵猷所以昭晰、史之爲用、蓋如斯歟、伏惟、前後太上天皇、一天兩日、異體同光、並欽明文思、濟世利物、問養馬於牧童、得烹鮮於李老、民俗未飽昭華、薛羅早收渙汗、弘仁十年、太上天皇、勅大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣、正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣緒嗣、參議從四位上行皇后宮大夫兼伊勢守藤原朝臣貞嗣、參議左衛門督從四位下兼守右大辨行近江守良峯朝臣安世等、監修撰集、未了之間、三臣相尋薨逝、緒嗣獨存、後太上天皇、詔副左近衛大將從三位兼守權大納言行民部卿清原真人夏野、中納言從三位兼行中務卿直世王、參議正四位下守右近衛大將兼行春宮大夫藤原朝臣吉野、參議從四位上守刑部卿小野朝臣岑守、從五位下勳七等行大外記兼紀傳博士坂上忌寸今繼、從五位下行大外記島田朝臣清田等、續令修輯、屬之讓祚、日不暇給、今上陛下、稟乾坤之

秀氣、含宇宙之滴精、受玉璽而光宅、臨瑤圖而治平、仁孝自然、聿修鴻業、聖綸重疊、筆削遲延、今更詔左大臣正二位臣藤原朝臣緒嗣、正三位守右大臣兼行東宮傅左近衛大將臣源朝臣常、正三位行中納言臣藤原朝臣吉野、中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使臣藤原朝臣良房、參議民部卿正四位下勳六等臣朝野宿禰鹿取、令遂功夫、仍令前和泉守從五位下臣布瑠宿禰高庭、從五位下行大外記臣山田宿禰古嗣等、銓次其事、以備釋文、〇中自延曆十一年正月丙辰、迄于天長十年二月乙酉、上下四十二年、勅以成四十卷、名曰日本後紀、其次第列之如左、庶令後世視今、猶今之視古、臣等才非司馬、識異董狐、代匠傷手、流汗如漿、謹詣朝堂、奉進以聞、以序、

とあり。太上天皇は嵯峨天皇、後太上天皇は淳和天皇、今上陛下は仁明天皇の御事なり。これによりて、編纂の梗概を擧ぐれば、左の如し。

一 嵯峨天皇弘仁十年、大納言藤原冬嗣、中納言同緒嗣、參議同貞嗣、參議良峯安世に勅して、撰史監修の任に當らしめられしが、同十五年には貞嗣、天長三年には冬嗣、同七年には安世薨逝したり。

二 淳和天皇更に、左大將權大納言清原夏野、中納言直世王、參議藤原吉野、參議小野岑守、大外記坂上今繼、同島田清田等をして、これを續修せしめられしが、天皇の御讓位によりて、停頓せるが如し。

三 仁明天皇踐祚し給ふに及び、更に左大臣藤原緒嗣、右大臣源常、中納言藤原吉野、中納言藤原良房、參議朝野鹿取に詔して、撰史の功を遂げしめ、前和泉守布瑠宿禰高庭、大外記山田古嗣等をして、この

事を銓次し、以て釋文に備へしめられ、承和七年十二月九日これを奏進せり。

これによれば、嵯峨天皇の御代、この書の編修を始められ、淳和天皇の御代、相繼いで撰ばしめられしが、或は編者の薨逝により、或は天皇の禪位によりて、頓挫したりを、仁明天皇の御代に至りて、完成せしめられしなり。撰者の中、藤原緒嗣は、嵯峨、仁明兩代に勅命を蒙りしが、淳和天皇の時には、除かれしものか、或は監修を繼續せしめられしものか詳ならず。

この書殘闕なれば明ならねど、卷八延曆十八年正月乙丑和氣廣虫卒去の條に見えたる今上は、同年二月乙未和氣清麻呂薨逝の條によれば、淳和天皇の御事なり。また卷十七大同四年四月朔の條に、嵯峨天皇を後太上天皇と記せるは、平城上皇に對して、區別したるものなれば、彼れこれ參照するに、卷八以下卷十七までは、淳和天皇の御代に撰びたるものなるを知るべし。嵯峨天皇の御代になりしものは、徵すべきものなければ詳ならず。また卷廿二弘仁三年十二月戊子、及び同四年二月乙巳の條に、某親王として、今上と註したるは、仁明天皇の御事なれば、卷廿二以下の仁明天皇の御代になりたるものなる事は疑なかるべし。卷十八より廿一までは、編修の時代明ならねど、この書は、目錄によるに、桓武天皇紀十三卷、平城天皇紀四卷、嵯峨天皇紀十四卷、淳和天皇紀九卷にして、淳和天皇の御代に撰ばれたるは、卷十七までにして、桓武、平城の二代にあたり、卷十八以下、嵯峨、淳和兩朝十三卷は、仁明天皇の御代の編修にかゝるものと推察するを得べし。且つ嵯峨天皇を太上天皇、淳和天皇を後太上天皇としたれば、蓋

しその御在世中になりたるものなるを知るべし。

撰者の中、藤原冬嗣は、右大臣内膳の二男にして、桓武、平城、嵯峨、淳和の四朝に仕へ、左大臣、正二位に至り、この外内裏式、及び弘仁格式の撰にも與り、天長三年、五十二歳にて薨じたり。同緒嗣は、贈太政大臣百川の長子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和、仁明の五朝に仕へ、左大臣、正二位に至り、承和十年薨す、年七十。貞嗣は、贈太政大臣武智麻呂の孫にして、參議巨勢麻呂の子なり。中納言正三位に至り、天長元年、六十六歳にて薨じたり。良峯安世は、桓武天皇の皇子なり。延暦二十一年良峯朝臣の姓を賜はり、騎射音樂に長じ、能書にして文藻あり。大納言、正三位に至り、天長十一年薨す、年四十六。この外、經國集、内裏式の撰に與れり。清原夏野は、舍人親王の曾孫にして、正五位下小倉王の五子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和、仁明、五朝に仕へ、右大臣、從二位に至り、承和四年、年五十六にて薨去せり。この外、義解を撰び、内裏式の修訂に與れり。直世王は、長親王の曾孫にして、從五位下淨原王の子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和の四朝に仕へ、中納言、從三位に至り、天長七年、年五十五にて薨じたり。源常は、嵯峨天皇の皇子なり。右大臣、正二位に至り、齊衡元年薨す、年四十三。藤原吉野は、參議綱繼の一男なり。中納言、正三位に至り、承和十四年、年六十一にて薨去せり。この書の外、内裏式の修訂に與れり。小野峯守は、征夷副將軍永見の子にして、參議、從四位上に至り、凌雲集の編修に與り、天長七年、年五十三にて卒去せり。藤原良房は、冬嗣の二男にして、嵯峨、淳和、仁明、文德、清和の五朝に仕へ、攝政、太政大臣、從一位に至り、内裏式の撰者となり、承和十年、年七十にて薨去せり。

この書の體裁は、

序文に錯綜群書、撮其機要、瑣詞細語不入此錄、接先史後、綴叙已畢、但事緣例行、具載草案、今之所撰、棄而不取、

と見えて、概ね續日本紀に準據し、甚しく異なりたるものあるを見ず。但し續日本紀には、公卿の薨去、及び高僧示寂の條に、小傳家系を記し、四位は、唯卒去の事のみを記したりしが、この書は、四位にも、小傳家系を記したるもの多し。また大同元年四月七日桓武天皇御葬送の條に、「内事興作、外攘夷狄、雖當年費、後世頼焉、」と辨じ、同年五月辛巳改元の條に、「改元大同非禮也、國君即位、今未踰年而改元、分先帝之殘年、成當身之嘉號、失慎終死改之義、違孝子之心也、稽之舊典、可謂失也、」と記したるが如き評言を掲げたるは、未だ他の國史になきところなり。

この書もまた、日本紀略と對照したるに、「延暦廿三年正月戊寅、改茨田親王爲萬多、」の條及び、「弘仁二年五月戊午、信濃國獻白鳥、」の文なきを見れば、傳本に脱漏あるが如し。

他の五國史の世に傳はりたるに拘はらず、獨りこの書のみ缺本となりて、現存したるものは、五、八、

十二、十三以上桓武天皇十四、十七、平城天皇廿、廿一、廿二、廿四、以上嵯峨天皇の十一卷にして、その四分の一に過ぎず。古書に見えたるは、通憲入道藏書目録に、四十卷と記し、花園天皇も、四十卷を閲了し給ひて、宸記に「先代政

日本後紀卷第五 起延暦十五年七月至十六年三月

皇統跡照天皇 桓武天皇

秋七月丙申御馬塚殿觀相撲成成幸南院賜五位上上物有差
元品朝原内親王三品從四位上五百井女王正四位下正五位下
高嶋女王正五位上從五位上藤原朝臣雄成從五位下右左朝臣
宅子從五位上外從五位上物部多氣遠建麻呂為造宮大工從五位下
秦志守都岐麻呂為少工己右大臣正三位兼行皇太子侍中衛
大將藤原朝臣雄絶兼遠使監諸良事等奉所頒令官給馬 詔賜
從一位純純者右大臣從一位豐成之弟二子也天平寶字亦授從
五位下為信濃守天平神護初叙從五位上尋授從五位下拜奉城贊屯
二年許叙從五位上十月授從三位歷大藏卿左衛門督俄拜中納
言天應元年授從三位延暦二年轉大納言五年叙從二位兼中

日本後紀 伯三條西實義氏所藏

道、尤可率由者歟、」と評し給へり。傳本の中卷には、「延久六年六月二十七日未時比校畢、」の奥書、及び大永四年、三條西實隆が、「以中書王御本書寫之、」と記したり。中書王は、中務卿貞敦親王の御事にて、伏見宮御藏本なり。また卷七には、天文元年書寫の奥書あり。卷八には、天文二年、朱點を加へたるよしの奥

書を記し、卷二十二、卷二十四の二卷には、天文二年于恒をして、書寫せしめて、加點校合したるよしの識語をそへたり。この古寫本は、今も三條西伯爵家に藏せられたり。堀保己一の説には、大永中に書寫したる類聚國史に、この書のみ掲げて、他の國史は、その文を省略したれば、その頃已に世に行はれざり

しを知るといへり。或は應仁の亂の頃まで傳はりしが、その頃より缺本となりしものならんか。その缺本十卷をば、寛政十一年、享和元年の兩度に、堀保己一校定して刊行したり。

慶長以來、日本書紀以下、次々に開板せられしが、六國史の中、獨この書のみは缺卷多くして、普く流布せざりしかば、元祿五年、梨本祐之、諸書によりて、この書の時代、桓武天皇延暦十一年より、淳和天皇に至る國史を纂修し、日本逸史四十卷となし、享保九年これを刊行したり。なほこの書の缺逸したる部分も、政事要略以下の諸書に散見したれば、これを抄纂したる予の日本後紀逸文一卷あり。

世に日本後紀と稱する寫本二十卷あり。勅撰のものゝ卷數同じからず、且つ内容本文も異なれり。こは扶桑略記、元亨釋書等によりて、編纂したるものゝ如し。白石紳書、白石手簡などには、徳川義直、堀香菴に命じて編纂せしめたるものにて、類聚日本後紀と題せるよし見えたり。然れども、類聚日本後紀は、類聚日本紀の一部にして、その序文には、「乃纂日本書紀、續紀、後紀、實錄之書、上起神代、下止光孝、編次之、」と記せり。別に編修したるところなく、日本紀以下と同じく、編次したるを見れば、この寫本は、これより以前、何人か編修せしものなるべし。書僉裝筆には、二種ありて、享保頃に僞作したるよし見えたり。

この書の參考書は左の如し。

堀日本後紀人名部類

日本後紀

續日本後紀 二十卷 忠仁公撰、仁明帝一代、天長十年以後、嘉祥三年以前、

日本後紀の後を承けたる國史にて、仁明天皇御一代天長十年より、嘉祥三年に至る十八年間の紀なり。この書の編修に就いては、

文德實錄に、齊衡二年二月丁卯、詔右大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣良房、參議從三位行中宮大夫讚岐守伴宿禰善男、從四位下行刑部大輔春澄朝臣善繩、正六位上行少外記安野宿禰豐道等、修國史と見え、その顛末は、

序文に、臣良房等、竊惟、史官記事、帝王之跡攢輿、司典序言、得失之論對出、憲章稽古、設沮勸而備遠圖、貽鑒將來、存變通而垂不朽者也、伏惟、先皇帝、體元膺籙、司契脩機、夢想華胥之疆、拱默大庭之觀、以爲、承和撫運、歷稔惟長、善政森羅、嘉謏狼藉、未編簡牘、恐或湮淪、爰詔太政大臣從一位臣藤原朝臣良房、右大臣從二位兼左近衛大將臣藤原朝臣良相、大納言從三位民部卿兼太皇太后宮大夫臣伴宿禰善男、參議正四位下行式部大輔臣春澄朝臣善繩、散位從五位下臣縣犬養大宿禰貞守等、因循故實、令以撰修、筆削之初、宮車晏駕、白雲之馭不返、蒼梧之望已遙、今上陛下河清而後興、社鳴而乃出、其道德則堯舜、其城郭則義將仁、四海常夷、萬機多暇、校文芸閣、嫌舊史之有虧、留聽蘭臺、恨先旨

之未竟、重而勅臣等、責以亟成、臣等奉勅廻遑、不敢懈緩、事多差互、尙致淹延、其間右大臣良相朝臣嬰痾里第、收影北邙、大納言善男宿禰、犯罪公門、竄身東裔、散位貞守且參其事、不遂斯功、出吏邊州沒蹤京兆、唯臣良房、與式部大輔善繩、辛勤是執、以得撰成、起自天長十年二月乙酉、訖于嘉祥三年三月己亥、物十八年、據春秋之正饋、聯甲子以銓次、考以始終、分其首尾、都爲二十卷、名曰續日本後紀、夫尋常碎事、爲其米鹽、或略棄而不收、至人君舉動、不論巨細、猶牢籠而載之矣、臣等誠非南董、才謝馬班、謬參撰修、伏慙淺短、謹詣朝堂、奉進以聞、謹序

貞觀十一年八月十四日

太政大臣從一位臣藤原朝臣良房

參議正四位下行式部大輔臣春澄朝臣善繩

と記して、齊衡二年勅命を奉せしより、十五年を経て、貞觀十一年に至り、漸く完成せしなり。その間良相の薨逝せしは、貞觀九年にて、善男の罪せられ、貞守の連坐せしは、同八年なり。

撰者の中、良房の事は、日本後紀の條にのせたり。良相は、良房の弟なり。右大臣、右大將に至り、この外貞觀格の撰に與り、貞觀九年、年五十一にて薨去せり。伴善男は、參議國道の子にして、大納言、正三位に至る。貞觀八年伊豆に流され、十年配所にて薨す、年五十八。春澄善繩は、周防大目豐雄の子なり。仁明、文德二代の侍讀となり、參議、從三位に至り、貞觀十二年薨す、年七十四。

續日本紀、日本後紀には、卷首に掲げたる帝號は、國風の諡號を用ひたりしが、この書以下は、漢風の

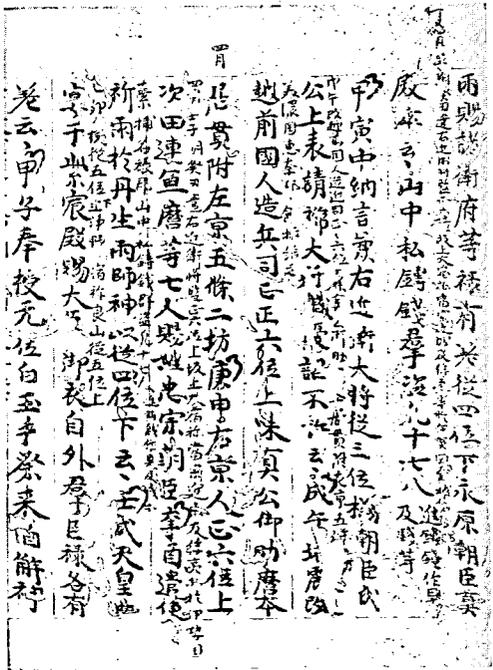
諡號を用ひたり。この書の體裁に就いては、序文に、據春秋之正體、聯甲子以詮次、考以始終、分其首尾、といひ、「夫尋常碎事、爲其米鹽、或略棄而不收、至人君舉動、不論巨細、猶牢籠而載之矣、」など記せり。

また續日本紀、日本後紀には、改元の年は、後の年號に付したりしが、この書は獨り前の年號に付して、嘉祥は元年なく、二年よりあげたり。この外、賜姓の紀事殊に多く、貫屬移附の事も散見し、且つ概ねその家系、由緒を附記せり。蓋し諸氏の本系帳等に依りたるものならんか。また嵯峨天皇の遺詔送終の全文、承和九年七月丁未及び參議正躬王等の贖銅徵收に關するもの、同十三年一月壬子遣新羅使の失態に關するもの、同三二月丁酉、五十御賀の時、興福寺僧徒の長歌、嘉祥二年三月庚辰等をのせたるは、他とのおもむきを異にせり。

この書、今の傳本は、錯簡重複多く、且つ類聚國史、日本紀略と對照するに、脱落したるところもまた尠からず。且つ卷一より、卷十四までには、紀事を省略したるところ頗る多く、いづれも「云々」の二字を挿入せり。概ね叙位、任官の列記、詔勅、上表の本文、及び薨卒の下に附すべき家系、小傳等なり。此の如く抄略したるは、いつの頃、何人にか明ならねど、三條西家舊藏の保延の古寫本を模寫したるものによるに、院政時代より以前にあるが如し。

この書は、元亨二年十一月花園天皇の閱讀し給ひし事、同天皇の宸記に見え、仙洞御文書目錄にも、この書を載せたり。

この書の古寫本は、三條西家舊藏本には、卷十に、大治元年、及び卷三、卷五、卷七に、保延二年宮内大



續日本後紀 高柳光壽氏所藏

輔源忠季の奥書を載せ、保延の古寫を影寫したる卷五、卷八の二卷は、高柳光壽氏の所藏なり。これによれば、抄本となりたるを補寫したるものにて、保延の頃、抄本となりたるものありしなり。なほ卷三、卷五、卷七、卷九、卷十、卷十一、卷十二、卷十六、卷十八、卷十九、卷二十の十一卷には、天文二年より同四年に至る三條西實隆の奥書あり。刊本には、寛文八年、及び寛政七年、天保十

四年の刻本あり。また諸本を以て校訂して國史大系に收めたり。この書の註釋書、及び參考書は、左の如し。

續後紀集解 三〇 河村秀根

續日本後紀脫漏 三〇 塙保己一

校訂續日本後紀 一〇 山崎知雄

續日本後紀攷文	岡本保孝
續日本後紀私記	三 矢野玄道
續日本後紀纂詰	二〇 村岡良弼
續日本後紀索引	五 高田與清
續日本後紀類語	未詳
續日本後紀人名部類	一一 未詳
楓の落葉	一 荒木田久老

文德實錄 十卷 都良香撰、或昭宣公撰、從嘉祥三年三月、至天安二年八月、

續日本後紀に繼いで編修せられたる文德天皇一代九年間の國史なり。撰者を都良香とし、或は昭宣公藤原基經としたれど、諸書に見えたるもの四説あり。第一は、この目錄に都良香撰とせるもの、第二は、藤原基經等としたるもの、本朝國史目錄、釋日本紀本目錄、第三は、基經勅を奉じ、都良香の撰とするもの、二中條、拾芥抄、第四は、菅原是善の撰にして、良香これに與れりとしたるものなり。三代實錄菅原是善傳、是善の子道眞の代作したる序文に記したるもの、左の如し。

臣基經等、竊惟、自古人君王者、莫不因天度而叙憲章、立日官而平曆數、故姬漢之千餘載、善惡呈理於掌中、齊梁之百所年、昏明折微於眼下者也、伏惟、太上天皇、孝治有日、文思垂風、夢想先皇之起居、庶幾聖主之言動、去貞觀十三年、詔右大臣從二位行左近衛大將臣藤原朝臣基經、中納言從三位行民部卿兼春宮坊大夫臣南淵朝臣年名、參議正四位下行左大辨臣大江朝臣音人、外從五位下行大外記善淵朝臣愛成、正六位上行少內記都宿禰言道、散位正六位上島田朝臣良臣等數人、據舊史氏、殆就撰修、三四年來、編錄疎略、適屬揖讓、刀筆暫休、今上陛下、武子文孫、重熙累洽、追尋前業、逾勸勤修、數月以降、大納言正三位臣年名、參議從三位左衛門督臣音人、天不愆道、奄然下世、至元慶二年、更勸攝政右大臣臣基經、傳命參議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守臣菅原朝臣是善等、與前修史者文章博士從五位下兼行大內記越前權介都朝臣良香、從五位下行大外記島田朝臣良臣等、專精實錄、潭思必書、良香愁斯文之晚成、忘彼命之早殞、注記隨手、亡去忽焉、臣等百倍筋力、參合精誠、銘肌不遑、鞅掌從事、起自嘉祥三年三月己亥、訖于天安二年八月乙卯、都盧九年、勸成十卷、春秋繁事、鱗次不愆、動靜由衷、毛舉无失、唯細微常語、龜小庶機、今之所撰、亦而略焉、名曰日本文德天皇實錄、取諸雖百世可知也、臣等生謝龍門、種非虎乳、殊恐、謬欽文於聖訓、忝直筆於明時、謹詣天闕、奉進以聞、謹序

元慶三年十二月十三日

と見えたり。清和天皇の御讓位は、貞觀十八年にして、年名の薨逝は、元慶元年四月、音人の薨去は、同年十一月、良香の卒去は、同三年二月なり。これによれば、基經は終始編修を總裁し、是善は、中途より

専ら事に當り、良香は始より筆削に力を竭したるを以て、此の如く、諸書記するところ同じからざりしならん。

撰者藤原基經は、中納言長良の子にして、良房の猶子なり。文德天皇より宇多天皇に至る五朝に歴史し、攝政太政大臣たり。寛平三年薨す、年五十五、昭宣公と諡す。南淵年名は、從五位上槻本公老の子なり。大納言正三位に至り、この外貞觀格、左右檢非違使式の撰者となり、貞觀十九年、七十六歳にて薨去せり。大江音人は、正六位上本主の子なり。淳和天皇より陽成天皇に至る五朝に歴仕し、參議、從三位に至り、この外群籍要覽、弘帝範を著し、貞觀格式の撰者となり、貞觀十九年、六十七歳にて薨じたり。善淵愛成は、清和天皇より、宇多天皇に至る四朝に仕へ、清和、宇多兩代の侍讀たり。都良香は、始め言道と稱す。文德天皇より陽成天皇に至る三代に仕へたり。大内記、文章博士となり、元慶三年、三十三歳にて卒去せり。菅原是善は、文章博士清公の子なり。仁明天皇より、陽成天皇に至る五朝に仕へ、この外東宮切韻、銀勝翰律、集韻律詩、會分類聚等の著あり。元慶四年、六十九歳にて薨去せり。

日本紀以下の四國史は、いづれも紀といひ、或は上に續の字を冠し、或は中に後の字をそへたりしが、この書は、書名を改めて實錄とし、特に天皇の漢諡を擧げて、日本文德天皇實錄といひ、略して文德實錄と稱せり。蓋し序文に「專精實錄」と記し、また隋書經籍志に、梁皇帝實錄の名見えたるによりたるものならんか。

この書は、前史の體裁を踏襲して、異なるところなけれど、仁壽元年五月、死蛇の紀事の次に、「何以書之、記異也、」といへるが如く、特に記載の理由を記したるもの、處々に散見したるは、未だ他にその類例を見ず。且つ齊衡三年七月、基經の父長良薨去の條に、「基經幼少之日、敬愛異於諸子、古人有言、知子不知父、誠哉、少女高子即今中宮也、此先人餘慶、而所遠及也、」の如きは、當時の執政にして、この書編修の首班なる基經に對して、特に讚辭を用ひたるが如し。

この書は、元亨二年、花園天皇の閲讀し給ひしよし、花園院宸記に見え、仙洞御文書目錄にも、この書を載せたり。また三條西家舊藏本の中に、卷四、卷五に、安貞三年の奥書あり。卷二、卷三、卷四、卷五、卷七に、卜部兼豊の奥書ありて、中に應長二年、正和元年抄出したるよし見えたり。卷二より、卷九に至る八卷には、延文元年六月、卜部兼豊の修補したる奥書をのせ、卷四、卷五には、卜部兼敦の奥書ありて、應永十一年の年號あり。この外、卷一より、卷十までに三條西實隆の奥書をのせ、卜部兼滿の本を以て書寫したるよし見えたり。この古寫本は、いまはいかになりたるにか。刊本には、寛永六年、元祿十三年の刻本あり。また、諸本を以て校訂して、國史大系に收めたるものもあり。

この書の註釋書、及び參考書は、左の如し。

文德實錄集解

一〇

河村秀根

文德實錄考證

狩谷望之

文德實錄

六九

文德實錄故事成語考	一	足代弘訓
文德實錄人名考證	五	同
文德實錄攷文	三	岡本保孝
同 補遺	三	同
文德實錄私記	三	矢野玄道
文德實錄類語	未	詳

三代實錄 五十卷

大藏善行撰、或本院左大臣撰、從清和至光孝三代、

文德實錄の後を承けて、清和、陽成、光孝の三代、天安二年八月より、仁和三年八月に至る、三十年間の紀なり。

この書の撰者を、或は大藏善行とし、或は本院左大臣時平としたりしが、この書は、宇多天皇寛平四年に、撰史の勅を下されたる事、

日本紀略に、寛平四年五月一日甲辰、勅大納言源能有、參議藤原時平、大外記大藏善行等云々、始造

國史、

と見えたり。なほその顛末、及び醍醐天皇の御代に至りて、完成したる事は、

序文に、臣時平等、竊惟、帝王稽古、咸置史官、述言事而徵廢興、甄善惡以備懲勸、開闢之辰、且暮於手披之處、遂初之迹、俄頃於目閱之間者也、伏惟、太上天皇、生知至聖、性植純仁、體耀魄而居宸、平泰階而建極、彝倫攸序、憲章該舉、以爲、始自貞觀、爰及仁和、三代風猷、未著篇牘、若缺文之靡補、恐盛典之長虧、詔大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅陸奥出羽按察使臣源朝臣能有、中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平、參議勘解由長官從四位下兼守左大辨行春宮亮臣菅原朝臣道真、從五位下行大外記兼播磨權大掾臣大藏朝臣善行、備中掾從六位上臣三統宿禰理平等、因循舊貫、勅就撰修、

とあり。日本紀略は、能有、時平、善行の三人を撰者としたれば、この序文とあはず。よりてまづその官位に就いて見るに、能有は、寛平三年大納言となり、五年正月按察使、同二月左大將、同四月皇太子傅を兼ねたり。時平は、同年二月中納言に任せられ、右大將を兼ね、同四月春宮大夫を兼ねたり。道真は、同年二月參議となり、左大辨を兼ね、同三月勘解由長官、同四月春宮亮を兼ね、六年八月遣唐大使となれり。大藏善行の播磨權掾を兼ねたるは、寛平四五年の間なり。これによれば、能有等五人に勅命を下されたるは、寛平五年四月より、同六年八月までの間なるが如し。かくの如く、日本紀略にのせたるものと、この序文とは、年も相違し、撰者の數も同じからぬは如何なる故か。なほ、

同序文の續に、四五年來、大納言能有朝臣拜右大臣、奄然殞逝、既而搜探稍周、條流且辨、天皇倦負扈

於九重、輕脫屣於萬乘、宸旒應厭、凝神默於姑射、淨居有勸、落飾宸於魔宮、爾乃時屬揖讓、朝廷務殷、在此際會、暫停刊緝、今上陛下承累聖之寶祚、順兆民之樂推、天縱雄才、嗤漢武於大略、德尙恭己、法虞舜之無爲、思欲遵前旨之草創、從即日之財成、勅正三位守左大臣兼行左近衛大將藤原朝臣時平、正三位守右大臣兼行右近衛大將藤原朝臣道真、從五位上行勘解由次官兼大外記參河權介臣大藏朝臣善行、大外記正六位上臣三統宿禰理平、責其參詳、亟有頭角、右大臣道真朝臣坐事左降、欽向西府、泊斯文之成立、值彼臣之謫行、大外記理平、賜爵遷官、不遂其業、臣等強勉專精、經引積稔、編次究數、筆削畢功、起天安二年八月乙卯、訖于仁和三年八月丁卯、首尾三十年、都爲五十卷、名日本三代實錄、

延喜元年八月二日

左大臣從二位兼行左近衛大將藤原朝臣時平

從五位上行勘解由次官兼大外記臣大藏朝臣善行

と見えたり。源能有の薨逝せしは、寛平九年六月、宇多天皇の御讓位ありしは、同年七月なり。時平の左大臣左大將、道真の右大臣右大將となりたるは、昌泰二年二月なり。また道真の左遷せられたるは延喜元年二月にして、三統理平の五位に叙せられたるは同年正月、越前介に遷任せられたるは同二月なり。これによりて考ふるに、初め寛平四年、撰史の勅を能有等三人に下され、同五六年の頃、撰者に道真、理平を加へられしが、寛平九年能有薨じ、宇多天皇の御讓位によりて中絶せり。醍醐天皇昌泰二年、再び時平等四人に仰せられしが、延喜元年道真の左降、理平の遷官により、時平、善行の二人にて、専ら編輯

に當り、同年これを奏覽したり。即ち寛平五年より、同九年に至る四年、昌泰二年に至る中絶期間二年、同年より、延喜元年に至る二年の中、時平、善行の専ら事に當りしは、僅に六ヶ月なり。

撰者の中、源能有は、文徳天皇の皇子なり。仁壽三年源姓を賜はり、正三位右大臣に至り、寛平九年、五十三歳にて薨去せり。藤原時平は、基經の子にて、延喜格式の撰者となり、延喜九年、三十九歳にて薨じたり。菅原道真は、是善の子なり。右大臣、正三位となり、延喜元年大宰府に左遷せられ、五年、六十一歳にて薨去し、正一位太政大臣を贈られ、この外類聚國史、新撰萬葉集の撰あり。大藏善行は、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に歷仕し、時平、理平の師なり。從四位下、東宮學士となり、九十餘歳に及べり。三統理平は、大内記、文章博士となり、延喜格の撰に與り、延長四年、七十四歳にて卒去せり。

この書も、書名は、文徳實錄に倣ひて、日本三代實錄といひ、略して三代實錄と稱したり。五十卷の中、清和天皇二十九卷、陽成天皇十五卷、光孝天皇六卷あり。清和天皇を太上天皇とし、陽成天皇を後太上天皇とし、光孝天皇は諡號を記せり。蓋し清和天皇は、御讓位の後、御出家によりて、漢諡を奉らず、陽成天皇は、未だ御在世なれば、後太上天皇と記せしなるべし。

日本紀より、文徳實錄に至る五國史は、いづれも、唯干支のみを記して、日次を掲げざりしが、この書に至り、始めて干支の下に日を記したり。なほその體裁に就いては、

序文に、今之所撰、務歸簡正、君舉必書、綸言遐布、五禮沿革、萬機變通、祥瑞天之所祚於人主、災異天

之所誠於人主、理燭方策、撮而悉載之、節會儀注、蒸嘗制度、蕃客朝聘、自餘諸事、永式是存、粗舉大綱、臨時之事、履行成常、聊標凡例、以示有之矣、關委巷之常、乖教世之要、妄誕之品、弃而不取焉、

と見えたり。卷五貞觀三年三月十四日、東大寺無遮會の條、卷八同六年正月十四日圓仁卒去の條、卷卅一元慶元年四月朔日蝕奏議の條などは、前々の國史と類例を異にして、その紀事頗る詳悉をきはめたり。また卷二の貞觀元年四月八日灌佛の條には、「凡毎年四月八日、天子於內殿灌佛、親王、公卿、及殿上六位以上、各奉餽錢、多少有差、他皆效之、」と見え、同月の末に、「是月二十日以前、有讀奏諸國銓擬郡司擬文之儀、例也、而史漏不書、故今闕焉、」といひ、卷二十七、同十七年正月二日二宮賜宴の條に、「參二宮賜宴例也、而年來不書、史之闕也、今記之、他皆效之、」と、史料の亡佚したるよしを記したるが如き、體例を示したるもの處々にあり。この外、卷十一の「貞觀七年十月朔、天皇御南殿、賜飲侍臣、南殿謂官廳事、」とあるが如き註記、及び卷卅四の「元慶二年八月四日、出羽國飛驒奏言、史」の如き、註記も散見せり。

この書の事は、本朝世紀に、「天慶四年八月九日、自殿上有勅、召三代實錄一部五十卷五ヶ帙、加目錄一卷、各有錦端帙、」と記し、花園天皇宸記に、「元亨三年十月十一日、今日三代實錄見事、返進院御方、」と見えたりと、今世に傳はりたる本には、重複、脱落あり、處々省略したるところあり。重複したるものは、卷十三貞觀八年十月廿五日太政官論奏と、卷二十同十三年十月廿五日の論奏と同じく、卷六貞觀四年三月廿六日正税に關する詔勅と、卷廿七元慶四年三月廿六日の詔勅と同じき類にて、類聚國史に據れば、

貞觀十三年、元慶四年の誤りなる事を正すを得べし。脱落したるは、類聚國史、日本紀略、扶桑略記と對照するに甚だ多し。卷十五、卷十六、及び卷十九より、卷三十二まで、卷三十五より、卷四十三まで、及び卷四十六、卷四十八の二十七卷の中、省略したるところ頗る多く、いづれも代ふるに「云々」の二字を以てせり。その省略したる部分は、任官、叙位の條の姓名、親王、公卿薨卒の條の傳記、及び詔勅、告文、表文の本文等なり。是等「云々」の二字を以て、省略したるは、卷十九以下、三十二卷あり。此の如く、脱落したるは、卷十五以下にして、省略したるは卷十九以下なるが、いつの代、何人の抄略したるものなるか、花園上皇の閱讀し給ひしは、いかなる本にか、三條西家舊藏には、卷一、卷二に、安貞三年、及び天福二年書校の奥書あり。卷二、卷五、卷八、卷九、卷十、卷十一、卷十五、卷十八、卷三十四の九卷には、正和元年、卜部兼夏の抄出したるよしの奥書を載せたり。また卷一、卷三、卷八、卷九、卷十、卷十一、卷十三、卷十四、卷三十三、卷三十四、卷四十四、卷四十五、卷四十七、卷四十九の十四卷には、文德實錄と同じく、延文元年六月、卜部兼豊の修補したるよしの奥書をのせたり。また卷五十には、貞治五年、卜部兼繼、同兼敦等が、一見抄出したるよしの奥書を記し、卷七、卷九にも、至徳三年、兼熙の一見を加へたる事を記せり。この外、卷一より卷四十七に至る四十卷には、三條西實隆が、永正十二年、同十六年、大永二年、同三年、同四年、書寫したるよしの奥書をのせたり。これによれば、卜部氏にて抄出したるものなるが如し。刊本には、寛文十三年の刻本あり。また諸本によりて、校訂したる國史大系本あり。

この書の註釋書、參考書は左の如し。

三代實錄集解	五	河村秀根
三代實錄私記	一一	矢野玄道
三代實錄攷文		岡本保孝
三代實錄故事考	三	足羽敬明
三代實錄三才抄	八	未詳
三代實錄考(比古婆衣)		伴信友
三代實錄類語		未詳
三代實錄人名部類	三三	未詳

類聚國史 二百卷 菅家御撰

日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、の六國史を分類したるものなり。著者を菅原道真としたれど、著作年代、及び著者に就いては、諸説まち／＼なり。即ち、

一 この書籍目録に記したるものと同じく、菅原道真撰としたるものなり。それは菅原陳經の撰びたる

菅家御傳記に、寛平四年五月十日、類聚國史奏上、先是道真奉勅修撰、至是功成、史二百卷、日録二

卷、帝王系圖三卷、

と見え、拾芥抄、桃華藥業にも、道真の撰としたり。なほ

菅家文章卷五早春觀賜宴宮人、同賦催粧應制並序に、聖主命小臣、分類舊史之次、見有上月子日賜榮蕤之宴、

とあり。その「分類舊史」と記したるは、類聚國史をさしたるものなるべく、道真の撰びたるものなる事は明なり。

二 日本紀、續日本紀、及び日本後紀の一部分は、藤原良房の撰としたるものなり。

三中歴國史の條に、類聚國史仁明天皇、文武以後、平城以前、太政大臣藤原良房奉勅、

と見えたり。註の文誤脱錯簡あるにや、意義明ならず。仁明天皇の四字は、平城以前の誤ならんか。

これによれば、その平城天皇以前は、藤原良房勅を奉じて撰び、平城天皇以後は、別人の撰びたるものなるが如し。文武天皇より、光孝天皇までの中、平城天皇に至る十代と、嵯峨天皇以後七代とは、編纂者を異にしたるよしなり。この事は、他に見えざれど、二中歴は、院政時代のものなれば、この説もまた根據なきものにはあらざるべし。

この兩説を併せ考ふれば、平城天皇以前は藤原良房撰び、仁和以前を菅原道真の撰とするに就いては、異説あり。即ち、

甲 河村秀根の撰類聚國史考に、道眞の左遷は、延喜元年正月にして、これより六ヶ月の後、時平、三代實録を撰進せり。また道眞の薨去は、同三年二月にして、一年六ヶ月の後なれば、この書を以て、道眞の撰とせん事は疑ふべし、といへり。

乙 伴信友の比古婆衣に、道眞は、文徳實録までの五國史を分類したるもの、また系圖三卷とあるは、日本紀に副へたる帝王系圖一卷に、續日本紀より、文徳實録までの系圖を新に撰修して、一部としたるものなり。また類聚國史に、三代實録の文あるは、後人の書き加へたるものならむ、といへり。

かくの如く、類聚國史の中、三代實録の部分は、道眞の編纂したるものにあらず。後人の補ひたるものなる事明なり。然らば、いつの頃、何人の補ひたるものなるか。西宮記には、「類聚國史二百卷、始從日本紀、至仁和三、於事無有遺漏、」と記せり。西宮記は、源高明の著にして、圓融天皇の御代を下らざるものなれば、それより以前に、成りしものなる事を證すべし。そのこれを補ひたるは、如何なる人か詳ならねど、文徳實録までの部分をば、三代實録編者の一人なる菅原道眞が編纂したるによれば、或は三代實録の部分は、次の新國史を編修せしをりなどに、撰者が編修したるものならんかとも、推考するを得べし。

この書二百卷の中、今傳はりたるものは六十二卷にして、三分の二は逸亡したれば、分類の部目等明ならねど、現存六十二卷に據るに、大部目ありて、その中に小部目を設けたり。大部目は、神祇、帝王、後宮、人、歳時、音樂、賞宴、奉獻、政理、刑法、職官、文、田地、祥瑞、災異、佛道、風俗、殊俗等にして、神祇部の

如きは二十卷に亘れり。小部目は、神祇の中、伊勢大神、齋宮、祈禱、神位等あり。但し神祇部一二の兩卷は、日本紀神代卷上下をそのまゝ、收めたり。その二部以上の部目に編入すべきものは、重ねて出し、甲部には簡略にし、乙部には詳悉にしたるものあり。また帝王部の中、太上天皇と註したるは、陽成天皇元慶元年の一條、貢齋は貞觀七年の一條、音樂部の琵琶は貞觀九年の一條のみなれば、三代實録増補の際、更に部目を設けたるもの、如し。この外神位の四、叙位の六は、各三代實録の文のみを以て、一卷をなせり。またこの書は、光仁天皇をすべて廣仁天皇と記したり。その理由詳ならず。佐藤誠實博士の説に、詩の敬之の「學有緝漚于光明」の傳に、「光廣也」とあれば、通はして用ひしなりといへり。但しその中卷、百七十三疾疫の條に、「廣仁天皇寶龜九年九月壬辰、奉幣帛於伊勢太神宮、祈除疫疾也、」とある文は、その下にも、弘仁九年九月壬辰として、これを載せたり。然るに續日本紀には、此條なく、寶龜九年九月には壬辰なければ、光仁を廣仁の謚號と誤認して、切り續ぎしたるものならん。かゝる類は處々に散見せり。この書は、倭名類聚抄、本朝月令、西宮記等に引載し、貫首秘抄にも、職事の必携書を列擧したる中に、この書を入れたれば、古くより世に行はれしなり。佐藤誠實博士の

類聚國史考に、本朝月令、西宮記、小野宮年中行事、年中行事秘抄などの諸書に、國史を擧げたるを檢するに、續日本紀以下の文のみにて、日本紀の文は、殊更に日本紀として擧げたり。そは其頃、日本紀は所藏せる家も多かりしかど、餘の五國史は、得難き故に、類聚國史を引ききたるなるべし。

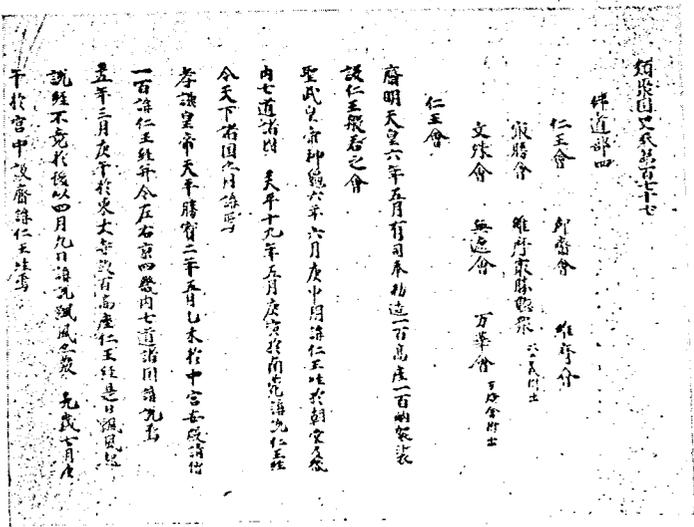
といへり。この外、政事要略、長寛勘文、古今和歌集目錄等にも、國史として引きたるところ尠からず。なほ中右記大治五年二月廿一日立后の條に、「立后例國史以後」とし、「已上國史以後至今年、二百四十四年間」として、宇多天皇以後の例を掲げたり。五國史の得難きにもよるべけれども、蓋しこの書は、部を設け、類を分ちて、搜索するに便利なれば、多くは、原書によらずして、直にこの書を參考したるものならんか。

この書は、通憲入道藏書目錄にのせて、第四十三櫃より、第四十七櫃に至る五合に收めたるもの、十九帙、百二十九卷あり。

玉葉に、安元二年九月一日、今日、前僧正被送消息云、類聚國史先日借與第一帙了、皆可借、可書寫云々、明日可獻借之由報了、三日、借送類聚國史十九帙於前大僧正許、於第一帙者、先日借了、爲書寫所被借也、と見えて、九條兼實所藏のもの二十帙ありしなり。一帙十卷のものなりしが如し。また藤原通俊の藏本あり。後堀河天皇の御物とし給ひしが、後には一條經嗣の藏本となりて、百九十卷ありといへり。即ち經嗣の、

荒曆に、應永三年六月五日辛卯、入夜雨下、宣俊來、類聚國史一部二百卷此内十五合、今日可預給兼熙卿間、其事爲令奉行、所招引也、缺卷等注一紙、予自筆、向彼宿所了、件書一部、後堀河院御文書也、此内二十六卷通俊卿本也、旁雖爲祕本、彼卿父子忠孝異他之間、暫所預給也者、累代祕本能々可預置之由仰

遣了、



類聚國史

と見えたり。宣俊は中御門、兼熙は吉田なり。この後、實隆公記永正三年閏十一月十七日の條に、卷百卅七を書寫したるよし見えたり。また御本日記附註に、院御所二冊一筥、及び二十冊一箱の本ありて、第四に建長元年十月二日の廣俊の與書をのせたるよしを記し、且つ幕府文庫に、五十三冊、五十七冊、廿七冊の三部ありて、享保、元文の頃、幕府の採蒐校定したる事を記したり。

この書の古寫本は、侯爵前田利爲氏所藏明應鈔本十五冊、大永校本四冊、及び平安朝末期、鎌倉時代初期に於ける古寫の卷子本四卷あり。この中百六十五、百七十一、百七十七、百七十九の四卷は、育徳財團にて複製せられたり。刊本は、文化十二年、仙石政

和、官庫本四部、塙保己一、その他の藏本八種を以て校正したるもの、六十三冊あり。大正五年、これ

を國史大系に收めて刊行したり。但しこの書には偽書あり。卷十二漁獵、卷五十二別勅神階等の類なり。

新國史 四十卷 朝綱撰、或清慎公撰、自仁和至延喜、

寛文刊本、及び内閣一本、神智文庫一本等には、「或號統三代實錄」の七字あり。また内閣一本、前田一本、神宮文庫本等には、四十四卷に作る。

三代實錄に繼ぎて編修したる宇多天皇以來の國史なり。拾芥抄にも、續三代實錄と號したるよし見えたと、「自仁和至延喜、」にては、宇多、醍醐の二代なり。續三代實錄ならば、宇多、醍醐、朱雀の三代ならざるべからず。また撰者を拾芥抄には、「村上御時、小野宮奉仰被撰之」と記したり。小野宮は清慎公實頼なり。或はもと二代なりしを、後に朱雀天皇を追加したるにや、今傳本なければ詳ならず。

この書撰進の事は、この書籍目録などの外には、記したるものなければ詳ならず。但し、三代實錄編修の後、類聚符宣抄に修史の事見えたり。即ち承平六年十一月、參議平伊望を撰國史所別當となし、左少辨大江朝綱を撰國史所に直せしめたりしが、天曆八年六月、參議朝綱を別當となし、天徳元年十二月、朝綱卒去の替に、參議大江維時を別當とし、大外記、史生等をして、二十人ばかり相繼いで、撰國史所に直せしめたる事見えたり。以て朱雀天皇承平六年の頃、撰國史所ありて、冷泉天皇の安和二年の頃まで、これ

を閉鎖することなく、その編纂を繼續したりし事を推知するを得べし。但しその別當は、始め中納言伊望にして、朝綱はその下にあり。後別當に進み、幾くもなくして薨去し、參議維時これに代りたれど、承平より、天徳の始まで、朝綱専ら編纂にあたりたれば、朝綱一人の著とせしものなるべし。また類聚符宣抄には、小野宮實頼のこれに關與したる事見えざれど、蓋し從來の慣例に倣ひ、實頼は、この總裁となりたるものならんか。村上天皇の御代に撰ばれたる、

新儀式に、「修國史、隔三四代修之、先定其人第一大臣執行、參議一人、大外記、朝士之中、撰撰年、創者、令制作之、諸司官人、堪事者四五人、令候其所、修畢、奏進之後

願下諸司、

とあり。即ち實頼は、第一の大臣なれば、これを執行したるものなるべく、參議一人は別當にして、類聚符宣抄に、「令候撰國史所、」とあるは、大外記、その他儒士の輩なりし事を俟たず。但し冷泉天皇の御代まで、撰國史所ありしを見れば、村上天皇の御代、奏覽したるものとも見えざれば、この書は奏進するに至らず、未定稿のまゝなりしが如し。かゝれば、その書名の如きも、定まりたるものにあらず、假に新國史と稱せしならんか。その内容も、宇多、醍醐の二代なりや、朱雀天皇までのものなりや詳ならず。四十卷といへるは二代にして、續三代實錄とも稱するものあるによれば、三代までのものもありて、五十卷ならんか。此の如く、この書は、未だ奏覽を経ざりしかば、これを六國史とは同列には取り扱はざりしにや。本朝國史目錄、二中歴などには、三代實錄までをのせて、この書を載せざりしなり。

この書は通憲入道藏書目録に、

一合第五十八櫃新國史

一結五箇局仁和
寛平

一結四箇局寛平
延喜

一合第五十九櫃

一結八局自延長元年
至同八年

一結十局自延喜十一年至同廿二年
但十四年、廿一年兩年缺

一合第八十櫃

一結内新國史四局

と見え、中右記、願文集、釋日本紀、御遊抄、師光年中行事、大倭神社註進狀、神名帳頭註等に引きたるものあり。東大寺要録に、新記として、寛平、延喜間數條をのせたるものあり。或はこの書の事ならんか。撰者大江朝綱は、參議音人の孫にして、從四位下玉淵の子なり。參議、正四位下となり、天徳元年、七十六歳にて卒去せり。小野宮實頼は、貞信公忠平の子なり。醍醐、朱雀、村上、冷泉の四代に事へ、關白太政大臣となり、安和三年、七十一歳にて薨じたり。

この書の事は、伴信友の新國史考(比古婆衣)にのせたり。

養老五年私記 一卷

養老五年、日本紀講説の際、註記したるものなり。養老五年は、日本紀を奏覽せられし翌年なり。日本紀竟宴和歌集に、「養老五年始講、博士從四位下太朝臣安麻呂」とありて、安麻呂は、日本紀撰者の一人なり。

この書は、今世に傳はらず。釋日本紀述義に引きたるもの二三あり。その文左の如し。

鞋履、養老私記曰、朝廷之御衣、御履不破辟者、(八)

養老私記曰、舞狀者、乍立乍居而舞、今東舞是也、(八)

養老私記曰、徒死也、(十二)

弘仁四年私記 三卷 多朝臣人長

嵯峨天皇の御代、日本紀を講説せられたる時の私記にて、應神天皇までを上巻とし、仁徳天皇より、敏達天皇までを中巻とし、用明天皇より、持統天皇までを下巻としたり。

この書は、近年謄寫版としたるものあり。また國史大系に收めて刊行したり。その編修に就いては、序文に、夫日本書紀者、一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等、奉勅所撰也、先是淨御原天皇御宇之日、有舍人、姓稗田名阿禮、年廿八也、爲人謹恪、聞見聰慧、天皇勅阿禮、使習帝王本記、及先代舊事、未令撰錄、世運遷代、豐國成姬天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂、俾撰阿禮所誦之言、和銅五

年正月廿八日、初上彼書、所謂古事記三卷者也、清足姬天皇負宸之時、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷、并帝王系圖一卷、養老四年五月廿一日功夫甫就、獻於有司、上起天地混淪之先、下終品彙甄成之後、神胤皇裔指掌灼然、慕化古風舉目明白、異端小說、怪力亂神、爲備多聞、莫不該博、世有神別記十卷、發明神事、最爲證據、然年紀尙遠、作者不詳、自此之外、更有帝王系圖、諸民雜姓記、諸蕃雜姓記、新撰姓氏目錄者、如此書觸類而夥、跡駁舊說、眩耀人看、或以馬爲牛、或以羊爲犬、輒假有識之號、以爲述者之名、卽知官書之外、多穿鑿之大、是以官禁而令焚、人惡而不愛、今猶遺漏遍々在、民間多僞少真、無由刊謬、是則不讀舊記、無置師資之所致也、凡厥天平勝寶之前、每一代、使天下諸氏、各獻本系、藏祕府不得輒出、令存圖書寮者是也、冷然聖主弘仁四年在祚之日、愍舊說將滅、本記合訛、詔刑部少輔從五位下多朝臣人長、使講日本紀、卽課大外記正六位上大春日朝臣穎雄、民部少丞正六位上藤原朝臣菊池麻呂、兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼、文章生從八位上滋野朝臣貞主、無位島田臣清田、無位美努連清庭等受業、就外記曹局而開講席、一周之後、卷秩既竟、其第一第二兩卷、義緣神代語多古質、授受之人、動易訛謬、故以倭音辨詞語、以丹點明輕重、凡抄三十卷、勒爲三卷、夫自天常立命、至畏根命、八千萬億歲、是雖古記、尙不堅切、自伊弉諾命、至彥瀲尊、史官不備、歲次無記、但自神倭天皇庚申年、至冷然聖主弘仁十年、一千五百五十七歲、御宇五十二帝、庶後賢君子、留情察之云爾、と記せり。その「冷然聖主弘仁四年在祚之日、」といひ、「冷然聖主弘仁十年、」と記したるによれば、嵯峨

天皇御讓位後のものなるを證すべし。冷然は、嵯峨天皇御讓位後の御所なればなり。

この書の事は、釋日本紀にのせて、前掲の弘仁私記序を引載し、且つ本文の中にも、釋日本紀に引きたる左の四條あり。

穴門弘仁私記曰、今日長門國(述義六)

久禮叱新羅使弘仁私記曰、人名、及伐干、弘仁私記曰、冠名、奈末、弘仁私記曰、冠名、(述義九)

殉弘仁私記曰、殉死也(述義十)

憲哉遇可美少男焉、私記曰、問此様如何、答アナウレシ、ニヤウマシヲトコニアヒス、是三卷私記說也(祕訓一)

は、今の本と同じきによれば、今の本を弘仁のものとするとも、不可なきが如し。然れども、この私記には、弘仁四年の講書としたるを、

日本後紀には、弘仁三年六月戊子、是日始令參議從四位下紀朝臣廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣貞勝等十餘人、讀日本紀、散位從五位多朝臣人長執講、

と記して、一年相違せり。日本紀竟宴歌集、及び同書に引きたる外記日記註、釋日本紀に載せたる日本紀講例等、いづれも弘仁三年とし、唯この私記のみ、四年としたり。されば私記の序に、四年としたるは、或は三年の誤寫と見るべきにや、されど、日本後紀にのせたる人名と、弘仁私記にのせたる人名の中、

多朝臣人長の執講のみ一致して、他は同じからず。且つ序文に、大春日顯雄を大外記としたれど、類聚符宜抄に據るに、當時大外記は、上毛野顯人にして、顯雄は、少外記なり。滋野貞主を從八位上としたれど、文徳實錄によるに、貞主は、弘仁二年少内記にて、官位あはず。か、れば、この弘仁四年私記は、果して當時のものなりや、後人が作りたるものなりや、頗る疑ふべきに似たり。

承和六年私記 菅野朝臣高年撰

仁明天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の事は、

釋日本紀に、承和六年六月一日、博士散位菅野朝臣高年、建春門南掖曹司講之、

續日本後紀には、承和十年六月戊午朔、令知古事者散位正六位上菅野高年、於内史局始講日本紀、

十一年六月癸丑朔丁卯、日本紀講畢、

と見えたり。この兩書によれば、兩度講書ありしが如しと雖ども、兩書とも、各一度のみにて、兩年なりし事見えず、並に六月一日とし、執講者も同じければ、六年は十年の誤寫なるべし。但し講所を一是建春門内南掖曹司とし、一は内史局として同じからねど、或は建春門南掖曹司は、内史局の在所ならんか。日本紀竟宴和歌集にも、「承和十年講、參議從四位上滋野朝臣貞主、」とあれば、十年を正しとすべし。但執講を滋野貞主としたること、續日本後紀、釋日本紀とあはざるは、いかなる故か、詳かならず。この講

書は、一年にして終りしが、その私記、今は傳はらず、また古書に引用したるものも見えず。

元慶二年私記 一卷 善淵朝臣愛成

陽成天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の頭末は、

三代實錄に、元慶二年二月廿五日辛卯、於宜陽殿西廂、令從五位下助教善淵朝臣愛成、始讀日本紀、

從五位下行大外記島田朝臣良臣爲都講、右大臣以下參議以上聽其說、

三年五月七日丙申、令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成、於宜陽殿東廂讀日本紀、喚明經紀傳生三四人爲都講、大臣以下每日閱讀、前年始讀、中間停廢、故更始讀焉、

六年八月廿九日戊辰、於侍從局南右大臣曹司、設日本紀竟宴、先是元慶二年二月廿五日於宜陽殿東廂、令從五位下助教善淵朝臣愛成讀日本紀、從五位下大外記島田良臣、及文章明經得業生學生數人、遞爲都講、太政大臣及諸公卿並聽之、五年六月廿九日講竟、至是申澆章之宴、親王以下五位以上畢至、抄出日本紀中聖德帝王有名諸臣、分充太政大臣以下預講序六位以上、各作和歌、自餘當日探史而作之、琴歌繁會、歡飲竟景、博士及都講賜物有差、五位以上賜內藏寮綿、行事外記史預焉、

と記して、元慶二年二月より、開講せしが、一時中絶し、三年五月再開し、六年八月に至りて、これを終了せしなり。終了の後、竟宴を行ひ、和歌を詠じたるが、釋日本紀に、「序者從五位下行大内記菅野朝臣惟

有、歌人兵部卿本康親王以下三十人、博士序、者加之、とありて、この時の竟宴和歌は、續群書類從に收められたれど、この私記は、はやく散逸して、傳本あらず。その古書に引採したるは、

釋日本紀開題に、又問、假名日本紀何人所作哉、又與此書先後如何、答、師說、元慶說云、爲讀此書、所私讀書也、作者未詳、

とあるのみ。

延喜四年私記 一卷 藤原朝臣春海撰

醍醐天皇の御代、日本紀を講せしめられたる時の私記なり。講書の事は、

日本紀略に、延喜四年八月九日、大學寮差進日本紀尙復、廿一日講日本紀、

六年十月廿二日、日本紀講竟、十二月廿七日、日本紀竟宴、閏十二月於侍從所日本紀竟宴、每人分史詠、

とありて、二年二ヶ月ばかりにて、これを終了したりしなり。なほ釋日本紀に引きたる、

新國史には、延喜四年八月廿一日壬子、是日於宜陽殿東廂、令初講日本紀也、前下野守藤原朝臣春海爲博士、紀傳學生矢田部公望、明經生葛井清鑒等爲尙復、公卿辨大夫、咸以會矣、特召大舍人頭惟良宿禰高尚、文章博士三善清行、式部大輔藤原朝臣菅根、大内記三統宿禰理平、式部少丞大江千古、民

部少丞藤原佐高、少内記藤原博文等、令預講座焉、

とあり。この時の竟宴和歌は、續群書類從に收められたれど、この私記ははやく亡佚して、釋日本紀に數條を引きたるのみ。また釋日本紀に、延喜公望私記とあれば、この書は、尙復の一人なる紀傳學生矢田部公望の筆記したるもの、如し。されど、釋日本紀の開題には、延喜講記と、延喜公望私記とを並べて掲げたれば、公望私記と、この書とは同じからざるものならんか。

著者春海は、參議眞夏の孫にて、刑部少輔吉備雄の子なり。

承平六年私記 矢田部宿禰公望撰

朱雀天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の事は、

日本紀略に、承平六年十二月八日壬辰、於宜陽殿東廂講日本紀、廿四日戊申、日本紀竟宴、

天慶六年十二月廿四日戊辰、於宜陽殿有日本紀竟宴、

とあり。廿四日竟宴とあれど、開講以來十六日なれば、誤りなる事いふをまたず。且つ天慶と承平とをとりちがへしものなる事、年月日の同じきを以て知るべし。

釋日本紀開題には、承平六年十二月八日、博士從五位下行紀伊權介矢田部宿禰公望、宜陽殿東廂講

之、竟宴天慶六年十二月廿四日、依亂逆引

とありて、開講より七年を經過したるは、その頃、將門、純友の亂ありしが故なり。日本書紀竟宴和歌集にのせたる序文にも、東西の邊州、風塵靜ならざりしによりて中絶し、六年九月に至りて、終了したる事をのせたり。

この書を矢田部公望の撰としたれど、釋日本紀に引きたる公望私記と對比するに、同じきものにあらず。釋日本紀には、この書を成書として擧げたり。且つ公望の私記は、延喜中かきたるものにて、公望講書の際、他の人が記録したるものなるべし。世に傳はりたる日本紀私記の零本一卷は、蓋しこの私記ならんか。そは零本に、「此時參議淑光朝臣問曰、」と記し、「此日講了、左少辨大江朝臣朝綱、就内記所陳云、」など、見えたり。淑光は、承平四年十二月參議に任せられ、天慶二年九月薨じたり。大江朝綱は、承平三年四月左少辨となり、天慶三年十二月右中辨に進みたれば、これによりて、この書は、その承平四年より、天慶三年までの間になりしものなるを證すべし。また「殿閣横點云、」と記したるところあるは、關白太政大臣藤原忠平なるべし。「尙復答曰、」とあるは、何人が詳ならず。なほこの書に就いては、菅政友の零本考に、

日本紀私記書中に、師説また博士とあるは、いづれも當時の博士たりし公望宿禰の事にて、その師説に、先帝、又先師と指したる先帝は、醍醐天皇、先師は延喜の講師なりし大學頭藤原春海ならん、橘直幹の天慶六年竟宴序に、公望の事を「外受教誨於先師、」といへる事も見えたり、さて書籍目錄

に、此書のみならず、承和、元慶、延喜の私記、いづれも當時講師の姓名を擧げて、其撰としたれど、いとおぼつかなし、中には、自撰なるもあるべけれど、此零本私記の如きは、其體全く傍人の筆記なる事疑ひなし、と見えたり。

康保二年私記 橘朝臣仲遠撰

村上天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の事は、日本紀略に、康保二年八月十三日庚戌、於宜陽殿東廂、講日本紀、以橘仲遠爲博士、と見えたり。釋日本紀の開題、及び日本紀竟宴和歌集等にも見えたり。橘仲遠は、下總守佐臣の子にて、橘氏系圖に、「從四上、播磨守、」とあり。

日本紀私記 三卷

日本紀に就いて、問答訓釋などを記したるものなり。日本紀私記は、前掲の養老五年私記以下七種あり。その卷數の明なるは、養老、弘仁、元慶の三種にして、その中三卷なるは、弘仁私記なり。この私記は、弘仁私記と卷數同じければ、こは弘仁私記の重出にてはあるまじきか。されど、他にさる徵證もなけ

僞書にして、信用するに足らずといへり。これを釋日本紀と對照するに、同書秘訓に、鶴鶴の訓を五說あげたるが、この書の「止豆岐萬奈比止利」の訓なければ、蓋し同書の著者は、この書を一覽せざりしもの、如し。

帝王本紀

この書今傳はらねば、詳ならず。書名によれば、列聖の御系譜、及び御事歴を記したるもの、如し。但し日本紀欽明天皇二年の註に、帝王本紀多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜、

とあり。「多有古字、」など記せるによれば、上宮記の如く、假名文體に記したるものならんか。日本紀通證には、聖德太子御撰の天皇記なるべしといへり。或は古事記序にいへる帝記と同じきものにや。帝記は、上宮聖德法王帝説に引載し、正倉院所藏天平二十年六月十日寫經目錄には、「帝紀二卷」と見え、里見忠三郎氏所藏天平十八年閏九月廿五日穗積三立手實に、「日本帝記一卷十九枚註」とあり。是等の帝紀は、同じきものなりや、同名異書なりや、この帝王本紀とは、異名同書なりや、詳ならず。

雜氏本紀

庶民本紀

この兩書もまた傳はらず。日本紀通證にいへるが如く、帝王本紀を聖德太子御撰の天皇紀とせば、雜氏本紀は、臣連國造百八十部等の本紀なるべく、庶民本紀は、公民等本紀をさしたるものならんか。

本朝帝紀 敦光撰

歷朝の事どもかきたるものなるべし。今傳はらず。たゞ法橋顯昭の

古今集序註に、本朝帝紀云、敦光朝臣延喜五年四月十五日、今日御書所預紀貫之、撰進古今和歌集一部

二十卷云々、

とあるのみにて、所載の年紀、及び卷數詳ならず。著者敦光は、式部大輔明衡の子なり。堀河、鳥羽、崇徳の三代に仕へて、文章博士、大學頭式部大輔に歴任し、年八十二にて、天養元年卒したり。

本朝世紀 二十卷 藤原通憲撰

宇多天皇以來の歴史なり。藤原通憲の著したるものなる事は、九條兼實の玉葉治承三年十月十一日の

條に、「信西法師作之」とも「信西法師所抄出也」とも記し、一條兼良の桃花藥葉にも、「信西法師作也」といへり。藤原頼長の

宇槐記抄には、仁平元年五月三十日、信西法師良久交語、法師語曰、奉法皇密詔、自去年冬制作國史、自宇多御代、至于堀河院、以續三代實錄、

と見えたり。即ち鳥羽法皇の勅命を奉じて、宇多天皇以來、堀河天皇までを編纂したるものなり。「自去年冬、制作國史」とあれば、久安六年冬より著手せしものなり。玉葉、及び桃花藥葉に、「寛平一代國史」と記したるによれば、宇多天皇の御代のみ成りて、以後は未定稿のまゝなりしにや。通憲入道藏書目錄には、近衛天皇の康治、天養、久安、仁平の本朝世紀あれば、鳥羽、崇徳、近衛の三代の編纂にも著手したるもの、如し。

著者通憲は、大學頭藤原季綱の孫にて、加賀守實兼の子なり。鳥羽天皇以來、三代に仕へて少納言となり、後出家して、信西と號す。博學を以て世に聞え、この外法曹類林の著あり。平治の亂、藤原信頼、源義朝のために殺されたり。

卷數も、この目錄に二十卷とあれど、桃花藥葉には、三十卷として、「寛平一代國史也」と記せり。寛平一代のみにて、三十卷あるによるに、堀河天皇、または近衛天皇までとせば、夥しき卷數となるべし。されど、未定稿なれば、素より卷數も定まらざりしならん。通憲入道藏書目錄には、第四十八、五十七、五十

八、九十六、百一の五櫃五合の中に、仁和、寛平九卷、寛平、延喜四卷、延喜十一年より、同廿二年まで十卷、延長元年より、同八年まで八卷、承平十三卷、天慶十五卷、康治五卷、天養五卷、久安三卷、久安十二卷、仁平六卷、外に上帙七卷、二帙十一卷にて、百八卷あり。なほ、

玉葉に、治承三年十月十一日、大外記師尙來、中仰本朝世紀可借進之由、申可持參之旨、件文信西法師作之、寛平一代國史云々、而給師元朝臣令書寫之、傳在師尙之許、他人一切不持云々、仍所尋召也、十四日、大外記師尙持參本朝世紀上帙七卷、信西法師所抄出也、

とあるによれば、寛平一代の上帙七卷ありし事知られ、通憲入道藏書目錄に、上帙七卷とあるにあへり。この書は、主として外記局の日記によりて、編修したるもの、如し。蓋し通憲少納言たれば、その配下なる外記局の記録を骨子として、諸家の日記を參取したるものなり。完成したりと推定せらるゝ、寛平一代の紀は、今傳はらねば明ならねど、現存せる承平五年以後は、外記日記のまゝなるが如し。即ち「承平五年五月卅日癸亥、天晴、此日休也、」とある「休也」は、外記政に關するものにて、天慶五年六月廿一日、祇園に走馬を獻る條には、「件事、自殿上所被行也、仍不能細記、」としたるを以て推考すべし。されば、外記日記の缺けたるところは、他の記録によりたるものなるべく、康和五年、康治三年の記の如きは、少外記重憲記と同じく、長和二年の記は、小右記のまゝを採れり。これ等は、書名を掲げざれど、中には往々書名を擧げたるところあり。即ち長元九年の記には、系圖を引き、その他江記、左記、大内記長

友の本朝世紀考(比古婆衣)に見えたり。

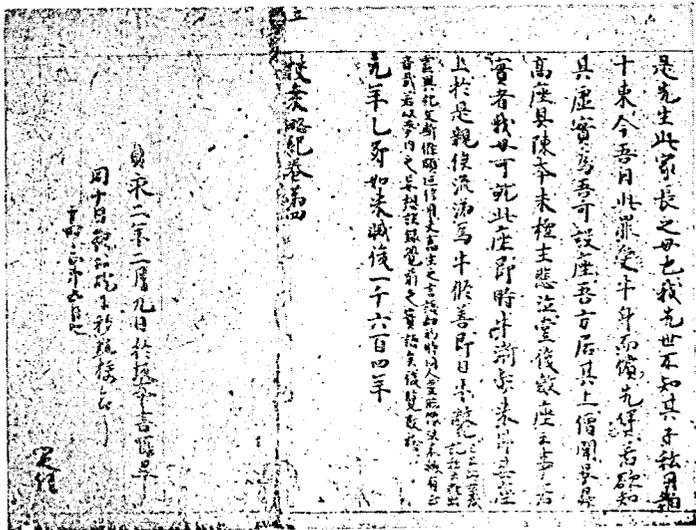
扶桑略記 三十卷 阿闍梨皇圓抄

神武天皇より、堀河天皇に至る國史なり。この書は、護持僧補任、立坊次第等に、扶桑記としてのせられたれば、扶桑記が本名にして、扶桑略記は、抄略せしたるものならんとの説あり。美賀保志綱夜所載川喜多貞彦説に徴すべきものなければたしかならず。殊に明文抄の如きは、扶桑略記としたれば、却て扶桑記は、扶桑略記の略名ならんもしるべからず。

この書は、堀河天皇を今上皇帝として、寛治八年三月二日、京極關白師實淨妙寺の參詣を最末とせり。蓋しそれより以後のものにして、堀河天皇御在位中になりしものなり。白河天皇を六條天皇と記したるは、當時六條院を御在所とせられたるが故なり。

著者皇圓は、粟田關白道兼の玄孫、豊前守重兼の子にして、尊卑分脈に山と註し、皇覺の弟子にして、肥後阿闍梨と稱したるよし、本朝高僧傳に見たり。

卷數は、世に傳はりたるものも、三十卷あれど、その中、卷七より、卷十九まで十三卷、聖武天皇天平九年より、清和天皇まで闕逸せり。但し聖武天皇天平九年より、平城天皇大同二年までは、拔萃一卷あり。平維章の和學辨には、二通ありといひ、山岡俊明の示蒙抄には、一本日本紀略を混淆したるものあるよしをいひ、群書一覽には、醍醐天皇を卷一として、卷十四後鳥羽天皇まであるよしを記せり。これ等は



扶桑略記 (岩崎文庫所蔵)

蓋し別のものなるべし。

この書は、日本紀以下の諸書を參考し、一々原文のまゝをあげて、その書名を註記したれば、よるべき事殊に多く、且つ引載したるもの、中、延曆寺僧禪岑記、雙林寺實錄、和漢年代曆、古人傳、流俗僧傳、高岳親王傳、寛平御記、醍醐御記、善家秘記、天曆御記、將門誅書日記、純友追討記等、今傳本なきもの尠からず。

この書の古寫本は、岩崎文庫所蔵(廣橋本)卷四一卷あり。卷首缺け、舒明天皇より孝徳天皇に至り、

とあり。寶生院の所藏にも、鎌倉時代書寫第一、第三の二帖あり。また小川陸之輔氏所藏の一卷あり。奥書に、貞永二年二月九日、於坂本書寫畢、同月十日、夜於燈下移點校合了、于時正第五日也、

小川本は、昭和十一年國寶に認定せられたり。刊本は、文政三年昌平校にて刊行したるものあり。また史籍集覽にも收め、國史大系には、更に諸本を校訂して收めたり。

この書の参考書は左の如し。

扶桑略記考證	—	未	詳
扶桑略記殘冊摘要	—	小野	高尙
扶桑略記校偽	—	狩谷	望之
扶桑略記考(比古婆衣)	—	伴	信友

帝王系圖 二卷 神武以降至白河院、記代々君臣事、中原撰

代々君臣の事を記すとあれば、帝王系圖と題したれど、列聖の御系圖のみならず、臣下の事をも記したるものなり。撰者を中原として、人名缺けたれば、明かならねど、白河天皇までのものなるによれば、或は久壽元年に歿したる大外記中原師安の撰びたるものならんか。師安の事は、諸道勘文の條に記したり。師安以外、中原氏にて、帝王系圖を編修したるは、中原師光にて、

續後撰和歌集雜中に、

帝王系圖かき侍るとて

中原師光

神代より今我君につたはれる

天つ日嗣の程ぞ久しき

と見えたり。師光は、師安の弟師元の玄孫にて、大外記師重の子なり。文永三年三月、六十三歳にて卒したる事、地下家傳に見えたり。但し秋風抄下雜には、この歌を入道攝政(道家)とし、その一本には、「かきて侍るとて」を、「ひらきて」に作り。なほこの外、帝王系圖は、下の氏族の篇中二三あれば、併せて同條に載せたり。

新抄 自後白河院、至順徳院、中原師重撰

前田一本には五卷とあり。

今傳はらねば詳ならねど、蓋し本朝世紀の如きものなるべし。本朝世紀は、近衛天皇までを記したれば、その續編として、後白河天皇より、順徳天皇までを記したるものならんか。殊に本朝世紀は、多く外記日記に據りて、編纂したるものなれば、この書は、もとより外記の家なる中原師重の撰修したるものにて、外記の日記を主としたるものなることは、言ふを俟たず。釋日本紀に引きたる日本新抄は、神代の事を記したれば、別のものなり。

著者中原師重は、大外記師元の孫にて、師尙の子なり。中原氏系圖に、正四位、大外記とあり。地下家

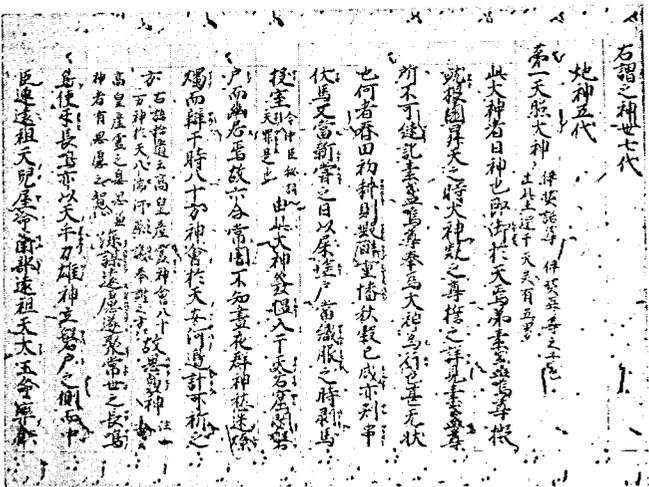
傳に、承久二年、五十六歳にて卒したるよし見えたり。

春秋曆 三卷 記和漢年々吉凶事、親經卿撰

この書今傳はりたるは、一卷のみにして、序文の次に、本朝和漢家と記し、天地開闢より、神武天皇辛酉元年に至れり。卷一なるべし。

序文に、蓋聞、二儀剖判、人神之道著焉、萬物化醇、帝王之業備矣、漢家本朝其歸一揆、於是歷代傳統之系、興廢治亂之兆、年號國號之表、割裂併合之蹤、式觀相對之群書、皆其依違不悉辨、故撫百氏之載籍、以討二朝之源流、寔是照龜鑑於曩古、質狐疑於來今者也、於戲年代二六、緯入幽微、纔雖聞傳語於故老、孰能比曆數於異朝、是以稱元之制、其文略矣、但述一致、以備闕文、周倂以上同不繫月日、以本朝之不得相對也、彼神武者、人代之初君也、惠王者東周之賢王也、考乎其時則相接、言乎其位則列國、粵若起自神武元年與惠王十七年、冠甲子而編年、駢和漢而爲表、或者曰神武天皇元年辛酉當周僖王三年、是據唐釋靈實曆歟、然與馬氏年表、他家年代曆、編年通載、粗有疑錯、莫辨其實、今則不取、卽用數說、昔者推古天皇聘隋帝之書、載東天皇敬白西皇帝之辭、爰知此土稱東、彼國號西、虞書、春事曰東作、秋政曰西成、蓋因東西之方、爲春秋之位歟、肆名此書曰春秋曆、以義取字、敢立佳名而已、本朝則日本紀皇帝系圖、參而用之、漢家則年代曆編年也、載並而舉之、以之爲本、亦復唐紀或有疎略抵牾者、

以俟後賢之研校、古今數千載之間、西東百萬里之域、開卷推迹此焉、粲然、雖時有紕繆、非無所發明、惣其大較、信誦中之管轄也、



(藏所庫文澤金) 曆

春 秋 此書の古寫本は、金澤文庫所藏にして、卷尾に、「延元元年二月一日書寫、熙允」とあり。後年水戸彰考館にてこれを書寫し。左の奥書をそへたり。

此書延寶戊午之冬、鎌倉莊殿院所藏古本寫之、古本不標氏名、今考本朝書籍目錄、春秋曆三卷、親經卿撰、記和漢年々吉凶事云々、據之則、此書藤親經所撰也、惜哉僅有一卷而不全備矣

彰考館識

著者親經は、日野廣業の裔にて、參議俊經の子なり。尊卑分脈に、「母參議實親女、三事、式部大輔、文章博士、勘長、參木、大辨、權中納言、從二、建久二五廿二薨、七十九」とあり。

和漢春秋 大外記師弘撰

この書も今傳はらず。春秋曆と同じき類のものなるべし。著者師弘は、中原師遠の曾孫にて、大外記師朝の子なり。中原氏系圖に、「大外記、正四上」とあり。

續新抄 大外記師光抄

内閣一本、前田一本、徳富本等五卷としたり。

この書も今世に傳はらず。中原師重の新抄の後をうけて、順徳天皇以後の事どもを記したるものなるべし。但し前田侯爵家所藏に、新抄と題する書五卷あり。文永元年より、同四年に至るもの四卷、及び弘安十年の一卷なり。同家所藏の

木下順庵の手翰に、新抄と題目御座候へ共、書體は、外記々ニモ可有御座奉存候、標題、又は標之内ニ、中原師榮ト有之分ハ、墨色新布見へ申候而、偽作ト奉存候、外記記ニ、題目ヲ新抄ト偽書仕候カト奉存候、本朝書籍目錄ニ載申候新抄トハ、時代懸隔後々御座候已上、

と記せり。前掲の新抄は、後白河天皇より、順徳天皇に至り、この續新抄の著者は、上の帝王系圖の條に記したるが如く、文永二年歿したれば、この前田家本とは、同じきものにあらず。同一系統のものとは、前田家本は、續新抄の後をうけたるもの、如し。

國後抄 自仁和至堀河院、敦基抄

内閣一本、前田一本、徳富本等十六卷としたり。

この書も今傳はらず。台記、及び御遊抄には、國史後抄と記したり。六國史以後、堀河天皇までを抄記したるものなるべし。通憲入道藏書目錄には、十六卷と記せり。内閣本等に十六卷と註したるは、同藏書目錄によりたるものなるべし。宇多天皇より、堀河天皇まで十五代なれば、あまりくはしきものにはあらざるべし。伴信友は、この書と、日本紀略醍醐天皇以後と、同じきものにて、宇多天皇の巻と、後朱雀天皇以後とは、缺けたるものなるよしを論じたり。比古 袋衣さくされど、その微證として掲げたる袋草帚遺篇に引きたる國後抄の文と、今の日本紀略の文と同じからず。且つ

御遊抄朝覲行幸の條に、昌泰二年正月、幸朱雀院、命本康親王彈琴、雅樂寮奏音樂、殿上群臣時賜絃

歌、國史後抄、

とあるを、

日本紀略には、昌泰二年正月三日丁酉、天皇朝覲太上天皇於朱雀院、以入新年也、賦庭中梅花詩、と記したり。その文の異なるを以て、日本紀略と同じきものにあらざるを證すべし。この書は、已に通憲入道藏書目録に見え、また

台記に、久安二年五月廿一日己丑、相具國史後抄參院、使顯遠奏之、先日可御覽之由被仰、仍持參、又僧綱補任一卷持參之、良源僧正不逢一條院御時事、見此補任、時於山上、法皇被仰逢一條院御時事、座主同之、余申不逢之由仰云、國史後抄尤神妙、僧逢一條院御時事、昨日被仰僻事也、

と記したり。その古書に引用したるは、御遊抄、袋草昏遺篇、古今和歌集序註等にて、昌泰、延喜、天曆等の記あり。

著者敦基は、文章博士藤原明衡の子なり。後冷泉天皇より堀河天皇に至る四代に仕へ、大内記、文章博士に至り、この外柱下類林の著あり。嘉承元年七月、六十一歳にて卒去せり。中右記に、「天下屬文之人、莫非弟子、」と見えたり。

邦典秘抄 六十一卷

神宮文庫本(江藤文庫舊藏)以下の諸本、郡典秘抄とし圖書寮本(厩司舊藏)池田本、群典秘抄としたり。

これも、今傳はらねば、いかなるものとも知り難し。

國後要抄 二卷 中御門右府抄

これも今傳はらず。信友は、敦基の國史後抄の抄録なるよしいへり。比古婆衣いかなるものにか詳ならず。著者中御門右府は、右大臣宗忠なるべし。宗忠は、大納言宗俊の子にて、白河、堀河、鳥羽、崇徳の四朝に歴事し、永治元年、八十一歳にて薨じたり。

國史以後臨時公事鈔

これも今傳はらねば、著者も明ならず。六國史以後に於ける臨時の朝儀をかきたるものなるべし。但し土御門通方の飭抄に記したる文明十八年十一月九日の奥書に、此外臨時公事衣抄云々、皆此御抄也、とあるものと同書にて、衣の字を脱したるものならんか。

曆 錄 四卷

今傳はらず。

聖徳太子傳曆に、今遇難波百濟寺老僧、出古老錄傳太子行事奇蹤之書三卷、與四卷曆錄、比校年曆一

不誤、余情大悅載此一曆、

とありて、聖德太子の御事曆を記したるところありしが、鎌倉時代には、已に亡佚したるにや。正和三年法空が聖德太子傳曆に就いて註記したる

聖德太子平氏傳雜勘文に、四卷曆録事、此文有何所乎、能々可尋之、又愚推云、彼四卷曆録者、方疑者卷數莫大也、思非太子一純之書、相交餘事歟、

と記し、また同書に引きたる或人説、及び太子傳玉林抄七には、曆録は、日本紀をいへるものにて、四卷は、日本紀中の別卷四卷にして、卷十九以下の四卷、五代五十八年をば、年曆の次第を追うて、記録したるものなれば、曆録と名づけたるよしいへり。されど、この書は、欽明天皇以下五代の紀のみにあらず、神武天皇以來のものなる事は、政事要略五十四に、「曆録第一云」として、崇神天皇をあげ、釋日本紀述義景行天皇の條に引きたる公望私記に、「案曆録^{第一}とあるにてしるべし。この外、釋日本紀述義雄略天皇の條、及び聖德太子傳曆推古天皇元年、二十一年、二十六年、二十八年の條、及び舒明天皇二年、三年の條に引きたり。また東大寺要録卷九に、「曆録第一^{合四卷}可考」とありて、孝昭天皇より、成務天皇までの山陵を列記したるものも、この書によりて、抜き出でたるものなるべし。

この書は、著者、及び著作年代詳ならねど、上宮聖德太子傳補闕記に見え、政事要略、及び延喜の公望私記に引きたるを見れば、平安朝の初期になりしものなる事は明なり。

日本略雜記 一卷

今傳はらず。古書に引きたるものなければ、詳ならず。

日本紀問答 一卷

日本紀について、疑義を問答したるものなるべし。今亡佚したれば、そのさま詳ならず。日本紀私記の中には、問答體なるもあれば、この書も、その一種なるにや。

この書は、弘安元年十月、龜山上皇、大宮院と、宇治平等院に御幸の時、關白兼平供奉して、平等院經藏を開き、この書を書寫したる事あり。勘仲記廿二日の條に、「又被書寫日本紀問答、長者殿已下枚々放之書寫、無程終功畢、」と見えたり。

神別記 十卷

上の神事篇に「神別記十卷、」とありて、書名卷數同じきよれば、こは重出なるべし。

肥人書 五卷

この書の事は、

釋日本紀開題に、又問、假名字誰人所作哉、答師說、大藏省御書中、有肥人之字六七枚許、先帝於御書所令寫給、其字皆用假名、或其字未明、或乃川等明見之、若以彼可爲始歟、

とあり。この問答は、前後の文によれば、前掲の矢田部公望の私記なるべく、先帝とあるは、醍醐天皇の御事ならんか。

この書の事は、

新井白石の同文通考に、本朝書籍目錄に、肥人書五卷をのせられたり、さらば、この書もと五卷なりしに、後には、纔に六七枚ばかり、大藏省の御書の中にのこれるなり、肥人書とは、肥の國人の書也、肥の國といふは、今の肥前、肥後等の國ことなりといふ人あれど、萬葉集中に、十一肥人とかきて、こまびと、よみたれば、肥人書といふは、高麗國の書をやいひけん、今も朝鮮の國中にて、用ふる所の文字、其體梵篆の如くなるを諺文といへるあり、今の朝鮮といふは、古の三韓の地をあはせたる國なれば、今其國に用ふる所の文字あること、古よりの俗なるべき、さらば高麗の世に、その國に行はれし文字、我朝に傳はりしをしるせる書なりけんもしらす、されど、肥人書に見えしといふ所の字、今も我國に用ふる所なれば、兼方の説によりて、この書を以て、我國の假字の始とぞいふべき、今片假名のツの字、假字のツの字等、すなはち肥人の書なり、

といひ、伴信友の假字の本末にも、肥人を高麗人として、吏道の草書にて、かきたるものなりしにやといへり。古史徵聞題記には、これを駁して、火國人の書なる事、次に薩人の書とあるにてしるを得べきよしを論じ、且つこの目錄に五卷とあるは、釋紀六七枚とあるにあはねば、後人の加筆なりとし、この書を以て、神代文字なるべきよしを辨じたり。但し肥人に就いては、令集解夷人雜類の下に、「古記云、夷人雜類謂毛人、肥人、阿麻彌人等類、」と記し、「假令隼人毛人、本土謂之夷人也、」とあるによれば、隼人をさしたるもの、如し。されど、肥人は、薩人と並べたれば、火國の人にて、肥前、肥後地方に於ける特殊の土人間に使用したる一種の文字と見るべきか。または、その記録にて、書體に異様なるものありしにや。

薩人書

こは、他に見えざれば詳ならず。

同文通考には、これも、肥人書の類にして、薩摩人の用ひし書體なるよしいひ傳へぬ、さらば、これも我國の書の一體なるべし、

といへり。

月舊記 一卷

この書今傳はらねば詳ならず。古書に引きたるは、年中行事秘抄正月十五日主水司猷御粥條に、天平勝寶五年正月四日の勘奏をのせ、本朝月令四月八日灌佛の條にも引きたり。また政事要略、明文抄には、九月九日節會にこれを引きて、その中に魏文帝與鍾繇書、續齊諧記、天平勝寶七年正月四日の勘奏をのせたり。この外、年中行事秘抄の處々に引きたる舊記も、この書の略名ならんか。諸書に引きたるものによれば、この書は年中行事などに關する事を記したるものなるが如し。

この書の著作年代、及び著者は詳ならねど、本朝月令に引きたるを見れば、村上天皇以前のものなるべし。月舊記とは、如何なる意にか、月は著者の姓名、または居處等の文字の偏をとりたるものならんか。

平京雜記 七卷

神宮文庫本(村井、江藤舊藏)前田二本、彰考館一本、徳富本等、平京新記としたり。

この書も、今逸して、古書にのせたる遺文だに見えず。

三公事

本朝月令 六卷 或四卷歟記、記年中公事本縁、公方撰

年中公事の本縁とは、年中行はる、恒例公事の起原などを記したるものなり。「或四卷歟」と註したるは、通憲入道藏書目録に、四卷としたるによりたるものか。もと四卷なりしを、その中特に二卷を分冊して、六卷としたるものか。六卷なりしを、合せて四卷としたるものによ。

著者公方は、惟宗直本の子なり。醍醐、朱雀、村上、冷泉の四朝に仕へ、明法博士、大判事、勘解由長官、左衛門權佐等に任せられ、家學をうけて、最も法律に精通せり。

この書は、明衡往來に、古事記、官曹事類と同じく、「以秘藏爲宗」と記し、尊圓親王の釋氏往來にも、八日灌佛の導師の參仕に就いて、「本朝月令證本令持給之由、慮外承之、若有恩借、欲決蒙昧」と記されたり。然るに、四卷の中、今傳はりたるは、四月より六月まで一卷のみ。即ち四月は、朔日祝告朔事以下十三條、五月は、三日六衛府猷昌浦並花等事、五日節會事、六日競馬事の三條、六月は、朔日内膳司供忌火